

平成30年第4回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月6日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	9
7番 関 口 雅 敬 君	9
6番 野 口 健 二 君	18
4番 岩 田 務 君	19
3番 野 原 隆 男 君	23
5番 村 田 徹 也 君	26
1番 井 上 悟 史 君	39
2番 田 村 勉 君	41
9番 新 井 利 朗 君	48
8番 大 島 瑠美子 君	52
○町長提出議案の報告及び一括上程	58
○議案第49号の説明、質疑、討論、採決	59
・議案第49号 長瀬町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例	
○議案第50号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第50号 長瀬町税条例の一部を改正する条例	
○議案第51号の説明、質疑、討論、採決	64
・議案第51号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算(第3号)	
○議案第52号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第52号 指定管理者の指定について	
○議案第53号の説明、質疑、討論、採決	69
・議案第53号 長瀬町副町長の選任について	
○議案第54号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第54号 長瀬町教育委員会委員の任命について	

○議案第55号の説明、質疑、討論、採決	72
・議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○請願第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
・請願第4号 「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願	
○議員派遣の件	76
○経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件	77
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	77
○閉会について	77
○町長挨拶	77
○閉 会	78

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第100号

平成30年第4回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年11月30日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成30年12月6日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

不応招議員（なし）

平成30年第4回長瀬町議会定例会 第1日

平成30年12月6日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

6番 野 口 健 二 君

4番 岩 田 務 君

3番 野 原 隆 男 君

5番 村 田 徹 也 君

1番 井 上 悟 史 君

2番 田 村 勉 君

9番 新 井 利 朗 君

8番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第49号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第51号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第52号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第53号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第54号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第55号の説明、質疑、討論、採決

1、請願第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君	
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君	
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君
教育長	野	口		清	君	会 管 理 計 者	田	寫	俊	浩	君
総務課長	横	山	和	弘	君	企 画 財 政 課 長	内	山	雅	人	君
税務課長	相	馬	孝	好	君	町 民 課 長	若	林		智	君
健康福祉 課長	中	畝	康	雄	君	産 業 観 光 課 長	南			勉	君
建設課長	坂	上	光	昭	君	教 育 次 長	福	島	賢	一	君

事務局職員出席者

事務局長	野	口	晃		書記	中	畝	健	一
------	---	---	---	--	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9時)

○議長（染野光谷君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第4回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（染野光谷君） これより本日の開議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（染野光谷君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（染野光谷君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成30年8月から10月に係る現金出納検査及び平成30年度定例監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

9月21日、皆野・長瀬下水道組合議会が開催され、井上悟史君、田村勉君、野原隆男君、野口健二君が出席いたしました。

9月27日に、長生館で関東町村議会議長会会長会議が開催され、出席いたしました。

10月11日に、秩父市役所で「秩父地域議長会第2回定例会」が開催され、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

10月12日、小鹿野町文化センターで「第19回秩父郡市人権フェスティバル」が開催され、井上悟史君、田村勉君、野原隆男君、村田徹也君、新井利朗君ともども出席をいたしました。

10月14日、秩父市下吉田の棕神社境内で「龍勢観光祭」が開催され、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

10月16日、知事公館及び県議会議長室で「人権教育・啓発推進埼玉県実行委員会第19回埼玉県要請行動」が開催され、出席いたしました。

また、同日に、秩父地方庁舎で「道議連・水森議連・公共交通議連第3回役員会」が開催され、副議長岩田務君が出席をいたしました。

10月17日に、吉見町フレサよしみで「埼玉県町村議会議長会町村議会議員研修会」が開催され、井上悟史君、田村勉君、野原隆男君、村田徹也君、野口健二君、関口雅敬君、大島瑠美子、新井利朗君、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

10月20日に、横瀬町町民会館で第24回秩父地区地域安全大会及び第25回秩父地区暴力排除推進大会が開催され、出席いたしました。

10月28日に、横瀬町町民会館で「よこぜまつり」が開催され、副議長岩田務君が出席いたしました。

10月30日に、長瀬町役場で第36回ちちぶ定住自立圏推進委員会が開催され、出席いたしました。

11月7日に、秩父クリーンセンターで秩父広域市町村圏組合議会全員協議会が開催され、大島瑠美子君が出席いたしました。

11月9日に、皆野町役場で「優良従業員表彰式」が開催され、副議長岩田務君が出席いたしました。

11月14日に、秩父クリーンセンターで、秩父広域市町村圏組合議会が開催され、野口健二君、大島瑠美子が出席いたしました。

また、同日に、埼玉会館大ホールで開催された「平成30年度県民の日記念式典」で、大島瑠美子君が永年の議員活動の功績が認められたことにより、地方自治功勞の知事表彰をめでたく受賞されました。

11月15日、皆野町で、「秩父町村議員クラブ研修会及び交流会」が開催され、田村勉君、野原隆男君、村田徹也君、野口健二君、関口雅敬君、大島瑠美子君、新井利朗君、副議長岩田務君が出席いたしました。

11月19日に、秩父市役所で、「秩父地域議長会議員研修会」が開催され、田村勉君、野原隆男君、野口健二君、大島瑠美子君、新井利朗君、副議長岩田務君が出席いたしました。

11月26日に、山梨県甲府市ほかで、「道議連・水森議連・公共交通議連視察研修」が開催され、田村勉君、関口雅敬君、大島瑠美子君、新井利朗君、副議長岩田務君が出席いたしました。

12月3日に、秩父宮記念市民会館で「秩父夜祭観光懇談会」が開催され、副議長岩田務君が出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。12月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成30年第4回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

今年も早いもので、秩父夜祭も終わり、あっという間に1年が過ぎ去ろうとしております。議員各位におかれましても、今年も1年間、町政進展のためにご尽力いただきましたことに対し、心から感謝と敬意の意を表する次第でございます。

さて、現在行われております臨時国会におきまして、11月7日、平成30年度補正予算が成立いたしました

た。内容を見ますと、大阪北部地震、西日本7月豪雨、台風21号及び北海道胆振東部地震などの被災地復興対策が中心ではありますが、そのほかにも、子供たちの命を守るため、公立小中学校等におけるエアコン設置、ブロック塀の改修対策等の予算も盛り込まれているものとなっております。当町におきましても、この補正予算に基づく国の施策に注視しながら、着実な行政運営に取り組んでまいります。

さて、ここで、9月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。

10月28日に、毎年、冬の火災シーズンを前に実施しております「消防団特別点検」を行いました。議員の皆様を初め大勢の来賓の方のご臨席を賜り開催いたし、消防団員によるポンプ操法や放水演習等、日ごろの訓練の成果を遺憾なく発揮した姿を見ていただき、安心するとともに、改めて消防団員の皆さんのふだんのご努力に敬意を表した次第でございます。

11月21日には、町の表彰規定に基づく自治功勞表彰を行いました。長年にわたり各種委員等につかれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など、8名の方を表彰させていただきました。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

平成30年度「長瀬町敬老会・高齢者のつどい」が、10月25日、26日の2日間にわたり、長瀬有隣倶楽部で開催され、慶事に該当された皆さんをお招きし、盛大に挙行することができました。両日とも、午前中に敬老会式典、午後は、老人クラブ連合会の役員による実行委員会方式での「高齢者のつどい」が行われ、楽しい一日を過ごしていただきました。これも、議員の皆様を初め多くの関係者の皆様のご協力のたまものと改めてお礼を申し上げる次第でございます。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

10月6日に、岩畳沿いの町有地及びみやま駐車場をメイン会場に、商工会青年部主催により「第16回ふれあいフェスタ長瀬」が開催されました。天候にも恵まれ、大勢のおお客様にご来場をいただきました。

次に、11月1日から11月30日まで1カ月間、長瀬町観光協会主催により「長瀬紅葉まつり」が行われました。11月3日から11月25日までの間、月の石もみじ公園を初め、宝登山神社や自然の博物館でもライトアップを実施していただきました。ことしは期間を1週間以上長くして、月の石もみじ公園ではライトアップ時間を早めました。新聞やテレビなど多くのマスメディアに取り上げられ、例年にも増して多くの観光客でにぎわいました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

例年実施しております「長瀬町文化展」でございますが、本年度42回目を迎え、11月2日から4日までの3日間、中央公民館において開催されました。出展作品は976点、期間中551人余りの方々にご来場いただき、大盛況の開催となりました。

また、町内小中学校において、桜と松等を守る会を中心に、地域の大勢の皆様に参加していただき、花木の選定や除草作業を行っていただきました。この作業は、ことしで13年目となります。作業には延べ105名の方に参加していただき、学校美化のためにお力をいただき、大変きれいになりました。参加された皆様には、心より感謝を申し上げます。

次に、ことしの秋の叙勲で、前教育長の宮原利定氏が瑞宝双光章を受章されました。宮原氏は、昭和47年7月から平成21年3月までの35年間にわたり、公立小中学校の教諭として学校教育の振興に尽くし、平成8年4月からは校長という立場から教育現場でご尽力をされました。

また、教育行政の面でも、平成24年10月から平成27年3月まで当町の教育長として活躍をされ、こうし

た長年の教育活動の功績が認められて、はえある受章となりました。まことにおめでとうございます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案1件、条例の一部改正案1件、補正予算案1件、指定管理者の指定1件、人事案件3件の合わせて7議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと思います。

いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしくお願いをいたします。



◎議事日程の報告

○議長（染野光谷君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（染野光谷君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長からご指名申し上げます。

4番 岩田 務 君

5番 村田 徹也 君

6番 野口 健二 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（染野光谷君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から7日までの2日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7日までの2日間に決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（染野光谷君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、公共施設等の老朽化の対応について町長に伺います。

町内における公共施設の老朽化が進んでいるため、町では公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等マネジメントの基本方針が示されました。あわせて、公共施設等総合管理庁舎内検討委員会やプロジェクト会議が設置され、施設の更新や統廃合を検討していると伺っています。

そこで、現在の進捗状況や内容について伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、町では平成29年3月に、町が保有する公共施設の全体を把握するとともに、現状や課題を整理し、将来の町を見据えた公共施設等、総合的かつ計画的な維持管理の推進を目的として、長瀬町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

昨年11月には、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理を推進するため、公共施設等総合管理庁舎内検討委員会を設置するとともに、委員会の下部組織として公共施設整備検討プロジェクト会議を設置し、委員会からプロジェクト会議に対して、中央公民館及び保健センターの複合化を含めた検討を行うよう付託いたしました。

プロジェクト会議では、1月から8月にかけて5回の会議を行い、9月に委員会へ報告書が提出されました。この報告書に基づき、委員会においてさらに検討を重ね、先日委員会から私宛てに検討結果の報告がなされたところでございます。

委員会の検討結果を受け、町といたしましては、現在の厳しい財政状況や人口減少等の進行を鑑み、中央公民館及び保健センターの新規整備は行わず、必要な修繕を行い、維持管理、運営をしてまいりたいと考えております。

なお、今年度から町では、長瀬町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、長瀬町公共施設長寿命化計画の策定に取り組んでおり、今年度は主に老朽化が進んでいる中央公民館、保健センター、小中学校など計10施設、来年度は役場庁舎などの計35施設の調査、分析等を実施する予定です。

引き続き、施設の更新や統廃合を検討を行い、長瀬町公共施設長寿命化計画の策定に向けて取り組んでまいります。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁で、中央公民館と保健センターについては具体的に出てまいりました。

今の答えを聞いて、私は、公共施設の管理をしているのに、保健センター、中央公民館は最初に来る、これはわかっていましたが、今人口減少で少子化が進んでいるという、私は今回一般質問、次も少子化な

のですけれども、公共施設の中で今町長から出てこなかったのが残念なのは、給食センターが出てこなかった。

私が外から見ていると、給食センターもかなりの老朽化がしていると私は見ています。私が議員になって最初に取り組んだのが、給食センターの改修を強く執行部に申し入れ、給食センターが非常によくなったもとへ戻ったと。それから、もう15年。見ていると、余り改修もしていないようだし、今の町長の答弁の中にも、給食センターはちょっとまだ検討に入っているのか、今後検討していくのだろうと思うけれども、町長、中の器具、あるいはどこか町長が見て、給食センターについて置き去りにされていないかどうか、具体的にお答えを願いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

給食センターにつきましては、教育委員会といろいろと協議をしてお話を進めているところでございまして、中の器具等というお話でございしますが、細かいことにつきましては教育委員会のほうから答弁をしていただければと思っておりますけれども、今年度、31年度の今予算編成をしているところでございまして。始まったところでございすけれども、その中で給食センターにつきましては、いろいろと協議を進める中で、一部事務組合みたいなものをつくってというようなお話も出ましたけれども、やはり単独で長瀬町で進めていこうということに結果になりましたので、しっかりとこれから予算づけをしていきたいと思います。ということで話し合いをいたしているところでございます。

細かい器具等の劣化につきましては、教育委員会のほうで説明をいただければと思っております。以上です。

〔「ちょっと教えてください、教育委員会です」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 関口議員さんのご質問にお答えいたします。

給食センターにつきましては、もう三十何年たっておりますので、大分劣化が進んでおります。特に今心配されているのは、給食を届ける配送車について、これはもうあすを待たないでしよう故障するかもしれないような状態でありますので、来年度の予算に来期でお願いしているところでございます。

それから、中のいろんな器具については、その器具によりまして耐用年数もありますので、まだまだ使えるものについてはだましまし使いながらやっております。前は、御飯を炊く釜について故障がありましたので、これについては更新をさせていただいております。

それから、中で働いている人の休憩室について、今空調が壊れておりますので、この辺についても、ここの夏は大分暑かった、調理員の方々にご迷惑をかけていたのではないかなと思っています。

そういうことで、新しい給食センターができればいいのですけれども、なかなかお金も何か億の単位でかかるということで、もう少し修理をしながら様子を見て、子供たちの安全安心な給食にできるよう頑張っていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 教育長には、いきなりの答弁に立っていただきまして本当に申しわけないと思っています。

この公共施設の管理計画を町長が庁舎内にいろんな会を持って検討している中で、今教育長が答弁したのも総合的に考えると、ちょっと大丈夫なのかなと私は思いました。

なぜなら、私が民生教育常任委員長のときに、今釜が壊れたと言っているけれども、私が給食センターへ委員会で研修に行って、フライを揚げる機械でない釜でフライを揚げて、半生のところもあるし、焦げているところもあるのですよというのと、今の教育長は、今度は釜が壊れたという話で、もうどんどん、どんどんかえて行ってやらなかったら、大事な子供たちとふだんから町長はよく言っているけれども、そういうところにもっと力を入れていったほうがいいのではないですか。保健センターと中央公民館が一体化して、だんだん新築ができないから直し直しやっているという話が先に出たけれども、公共施設の中で大事なものは、やっぱりこの給食センターだってもう入っていなければまずいのです。

町長、今もう車がというのは私も見えています。車が多分もう平成の一桁のときに入れているのだと思ったのですけれども、普通民間だったら、あそこまで長寿命化しないで投資します。あれ1台しかないのだから。ほかに手だてがあるのだったら、まだ延ばし延ばしでもいいけれども、そういったところに町長ちょっと細かく、今度、今予算をつけるのだからから、公共施設全体を考えても、中央公民館、保健センターは町長が今言うようにやっていくと、直していくという決意なのだろうと思うので、特にこの給食センター、最後にお答えください。よろしくお願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいま教育長のほうから備品についてのお話ありがとうございました。議員もご承知のとおり、補正予算で時々備品につきましては出てまいっていると思います。釜ですとかいろいろな、もろもろが壊れてきているわけでございますけれども、その都度補正で予算をつけて更新をしているところでございまして。

先ほどちょっと私も申し上げましたけれども、給食センターにつきましては、大変もう建物自体も古くなっているというその中で、子供さんも35年前と比べて少なくなっているの、皆野町あたりと一部事務組合ができないかなというようなこと、そしてまた業者さんとタイアップしてうまくコラボできないかなということで、いろいろと今日まで検討をまいりました。

その中で、最終的には、やはり町でやるのが一番いいだろうという話になりましたので、先ほど申し上げましたけれども、これから始まります予算編成の中で、給食センターについてはもう最重要課題として取り組んでほしいという話を教育委員会にもお話を申し上げ、そしてまた企財課長のほうにもその話はしてございます。その中で、ともかく、とりあえず配送車がというお話でございますので、こちらにつきましてもこれから更新されることと思いますが、ともかくいろいろなもろもろの器材が劣化している、その中でしっかりと子供たちに安心安全な給食を届けられますよう、これからも頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、次の質問に移ります。

少子化対策について町長に伺います。少子化問題は人口減少にも関係し、高齢化問題を含め大きな行政の課題となっています。少子化により人口減少が加速し、地域や集落を構成する人員が少なくなると、高齢者など生活弱者を支える体制が脆弱になり、社会共同生活ができなくなることが想定されます。当町においても、少子化に歯どめがかかっていないと感じています。

そこで、実態を確認する目安として、今後6年間の小学校入学予定者数について伺います。

また、その対策が急務と考えられますが、具体的な少子化対策について伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、今後6年間の小学校入学予定者数でございますが、平成31年度、一小37人、二小7人、計44人、平成32年度、一小38人、二小10人、計48人、平成33年度、一小36人、二小6人、計42人、平成34年度、一小30人、二小7人、計37人、平成35年度、一小26人、二小14人、計40人、平成36年度、一小16人、二小6人、計22人となっております。

次に、具体的な少子化対策についてでございますが、長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針では、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望がかなえられるよう、出会いの場の創出から結婚、妊娠、出産、子育て、また子供の教育に至るまで一貫した支援を行うことで、自然増による人口減少、少子化の抑制を図るとし、これまでも多くの事業を展開しております。

出生率を高める施策としては、埼玉県の結婚支援センターであるSAITAMA出会いサポートセンター等への参画による結婚支援、不妊治療費や不育症検査費などの助成による妊娠、出産のための環境整備、未就学児とその保護者を対象にしたリズム遊びなどの子育て支援事業、臨床心理士による子育て相談、妊婦や赤ちゃん訪問、産前産後ケアの充実など、妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援体制の構築などによる子育て支援、こども医療費の高校生までの無償化、放課後児童クラブ室保育料多子世帯軽減、子育て支援金の拡大などによる経済的負担の軽減などの事業を実施しております。

住宅支援関係施策としては、定住促進事業、住宅取得奨励補助事業、住宅金融支援機構などと連携した住宅ローン・住宅リフォーム助成事業、ちちぶ空き家バンク、移住定住に関する取り組みなどを実施しております。

また、教育関係では、入学祝い金の支給や給食費の一部公費負担、通学定期代の一部補助、放課後子ども教室の実施など多くの事業を展開しており、若者世帯への効果はある程度あったのではないかと感じております。

引き続き、若者に魅力的な定住施策、特に子育て支援策の充実を図り、2人目、3人目を産み育てられる町、子育てするなら長瀬町と言われるように少子化対策を進めてまいります。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） いろいろな事業を実施しているという説明がありました。効果も出てきているという自信を持った答弁がありました。

そこで、この少子化問題というのは、本当に少子化、子供たちの問題だけでなく、人口減少にも関係し、特に高齢化の問題になっていく、これ大きな政治的な課題であって、この少子化が進むと人口減が加速して高齢者を支えられなくなります。

そこで、20年後、今町長が入学予定者数を発表してくれましたけれども、この子供たちが20年後お年寄りを支えている。子供がこれだけの人数です。これから、よそから長瀬に、最後に移住の話がありましたけれども、魅力があって長瀬に若い人が移り住んでくる、そういう町になるのであれば本当に理想的で期待が持てると思いますが。本当に子供が少なく、この子供たちがだんだん成長して20年後にこの人数だけだと、推計人口ですか、予想された数字を私が見ているけれども、右肩下がりに急降下している。

そういう中で、本当にこれといった問題、先ほどあった学校の教育費の話、よそと比べて教育費が低い、これはよその若い人たちが見て、子供を産み育てるのにいい環境かどうかというまず第一の着眼点だと思うのです。教育費が低いのは、いろんなものがないからと町長この前自信持って言っていましたけれども、

風光明媚なところを見ていけば、いい環境で子供たちに教育ができると言っておりましたけれども、そういったことでよそに住んでいる人たちがこの長瀬に来るかどうか。この教育費の問題も、私はこの子育て支援につながる大事な予算だと思っています。

そこで、町長、もっと具体的に、これが長瀬の子育て支援の子供たちの予算だというのを、胸を張れるのはどの事業なのでしょう。

それと、先ほども給食センターの話になったときに教育長が出て答弁しましたけれども、前回町長は、教育委員会から予算のリクエストが、要望が今あるだけで余り要望がないような話だったので、教育長もよくこれ聞いていて、予算の配分を教育に私はとってほしいと思いますので、よく聞いておいてひとつ参考にしてもらいたいと思います。

では、町長、お願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

どの事業を最重要にしているかというお話でございますけれども、私は全ての事業が大事だと思っております。

それから、教育委員会のほうから予算要望があればという話を9月議会でさせていただきました。余り要望がないということは、私は申し上げてはいないと思います。その中で、先ほどもお話をさせていただきましたが、これからしっかりと給食センターについても予算をつけていきたいと思っているところでございますし、また教育費が少ないから子供が少ないのだというようなお話をよくされますけれども、毎回申し上げておりますけれども、やはり心を育てるということも非常に私は大切だと思っております。その中で、地域の方々に見守られながら、そしてまた、当然校長先生を初め教職員の皆様方のお力をいただきながら、子供たちが健やかに育っていただければいいなと思って常々いるわけでございますが、毎年実施していただいております学業のほうの問題につきましても、県下でも長瀬町は子供さんたちが大変頑張っておりますし、学業もそうですが、運動に対しても長瀬町の子供さんたちは非常にレベルが高いということは、やはり先ほど申し上げましたとおり地域の皆様、そして校長先生を初め多くの教職員の皆様方に支えていただいているなとつくづく思っているところでございまして。教育費が少ないからというようなお話ではなくて、やはりそういったところを全面的に出しながら、長瀬町は子育てしやすい町だよということをアピールしていけたらいいかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の町長の答弁を聞いてみると、いろんな方にかかわって学力がいい、スポーツが、体力がすぐれている、これもいいでしょう。だけれども、先ほどのこの少子化の質問全体に私は最後のこれ3回目の質問ですから、しっかりお聞きをしたいと思うので、もう一度もとへ戻りながら話をさせてもらいます。

子供たちがこの少なさ、第一小、第二小を比較すると、第二小学校はもう本当に4人、2人、3人、4人と、男の子と女の子はこの程度の人数で、私は子供の1人当たり教員数を考えれば、それは少ない人数で教育をすればいいでしょう。本当に子供たちが少なく、先生が1人で見ている数でいけば、それはいいと思います。

だけれども、今後この子供たちが我々高齢者を支えてくれる人間に育てるには、やっぱり社会的集団生

活をしっかりと学ばせるためにも共同生活が必要なのだと私は思うのです。

町長、先ほどの中央公民館、保健センターの話がありましたけれども、こういう子供たちがこれだけの人数になってきているのであれば、もうそろそろ小学校の統合して1つの学校をあけて、中央公民館、保健センターの機能だけその学校に持っていき、そこまで手をつけていったほうが私はいいと前から考えているから、ずっと何回か、私に似合わない質問で教育の問題を取り上げてきました。

町長、最後に、考えをもう一度聞かせてください。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

統合のお話が出てまいりましたが、このお答えにつきましては差し控えさせて、まだ今現在統合問題をお話する状況ではございませんので、これにつきましてはお答えを控えさせていただきたいと思っております。

そして、また少子化対策でございますが、先ほどもお話を申し上げましたが、いろいろと施策を考えている中で実行をしているわけでございますが、その中でなかなか子供さんがふえないということでございます。どうしたらよいかということや日々役場内でもいろいろとお話をさせていただいているところでございますけれども、やはり今までやってきた施策の中で幾らか効果があったのではないかなという部分もあるわけでございまして、これが何もしなければもっと少子化が進んでいたのではないかなと私は考えております。

そしてまた、この少子化傾向は全国的に深刻な状況でございまして、長瀬町だけの問題でもないという状況の中で、少子化と高齢化が同時に進行することで、社会、経済、地域などの幅広い分野に大きな影響を与えているわけでございまして、国も早急な対策が必要と考えていただいております。長瀬町といたしましても、この少子化対策をさらに充実できるように検討をしてみたいと思っております。

また、地域の実情に応じたサービスを安定的に実施できるよう、全国町村会や県町村会などを通じて国や県に対して要望をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、規則どおり次に進みたいと思います。

3番目、災害時の避難所の指定について町長に伺います。

私は、当選以来、災害時の避難拠点は学校であると発言をしてみまいりました。その結果が学校の耐震につながり、早期に学校の耐震改修を終了することができたと理解しておりますし、災害時の拠点として小中学校を避難所に活用するものと思っております。

しかし、ハザードマップや防災計画等を見ると、小中学校が避難所に指定されています。また、各地区の公会堂等も避難所に指定されています。これでは、災害時に住民はどこに避難すればよいか判断がつかないと思います。

そこで、小中学校を避難所として指定したほかに、各地区の公会堂等を避難所になぜ指定したのか、また井戸上郷区の美しいむらづくり井戸農村センターの位置は土砂災害警戒区域に指定され、避難所にそぐわないと考えています。なぜ災害時の避難場所として指定されたのか、わかりません。指定させている理由についても伺います。

あわせて、ことしの9月議会定例会の私の一般質問に対して、ハザードマップを見直す必要があると町長が答弁されましたが、今見直す必要があるのか、理由を伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の災害時の避難場所の指定についてのご質問にお答えいたします。

まず、避難所についてでございますが、避難所は大まかに分けて指定避難所といわゆる避難所に区別されます。指定避難所は、法律で定められた基準を満たしている施設であり、長瀬町では小中学校のほか、公民館とふれ愛ベースを指定しております。そのほかの避難所につきましては、地区の集会所を避難所及び避難場所として指定をしております。基本的には、指定避難所が主な避難所であり、そのほかの避難所につきましては、指定避難所だけでは賄い切れない場合や、地震等の災害発生時に住民の方々が一時的に集合する避難場所といった利用を想定をしております。

災害にも種類があり、土砂災害だけではなく、大規模な災害等にも備えなければならないため、各行政区の集会所も避難場所や避難所に指定をさせていただいております。各避難所が対応できる災害につきましても、災害の種類によって違っております。

また、井戸上郷区の美しいむらづくりの井戸農村センターが土砂災害警戒地域に指定され、避難場所にそぐわないとのご質問ですが、擁壁工事が完成したことにより土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンから近く解除される予定でございます。

次に、ハザードマップを見直す必要があると答弁したことについてでございますが、ハザードマップは前回の作成が平成27年度であり、現在までに土砂災害警戒区域の変更や避難施設の追加指定等が行われております。また、先ほど申し上げましたとおり、各避難施設が対応できる災害の種類が町のハザードマップには記載されていないなど、修正すべき箇所があることから、最新情報に修正する必要があるのではないかと考え、見直しが必要であると答弁をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ハザードマップをつくりかえる、お金もかかるわけです。先ほどからいろんな施設を直すのにお金がない、お金がないと言いながら、ハザードマップは平成27年につくって、もう作り直す。まだもらってから何年もたっていないハザードマップをもう変える。そこが私は、町長は本当に財政健全化を進めている人なのかと思ひ始めました。思いつきでやっているようにしか思えない。

特に災害の避難所の拠点は、学校3校、それから役場、そういうものになっていたのです。私がずっと質問して。まずそこへ逃げていくために、ふれ愛ベースを指定してふれ愛ベースに逃げてと、あれ何人入れるのですか。あそこまで逃げてくるのだったら、役場まで行っても同じではないですか。役場まで来れば中学校もある。そういうのをちょっと町長、思いつきでふれ愛ベースつくったからあそこを利用すれば、みんなが、ああ、ふれ愛ベースはそういうのでつくったのだと思うと思っているでしょうけれども、私はあれは要らない建物だと今でも思っています。

そこで、災害の避難場所、今町長の地元、私の地元の上郷の農村センターの話、あそこに土砂災害防止柵をつくったから、今度レッドゾーンからイエローゾーンに変わる。あれは、町長、あれをつくったからもう土砂災害、赤から黄色に変わる。実際は何でもありません。ただ赤と黄色の、もし黄色にするのであれば色が変わっただけ。実際に災害が起こってきたときには、あれは本当にいつきの、何秒かでも土砂を食いとめる間に皆さん逃げてくださいという説明なのだから、そんなに自信持たないほうがいいです。あ

そこに集合させないほうが。

実際に井戸で「二百十日の前祝い」といって災害の避難場所を考えたときに、住民の人たちは公民館ではなくて、道路よりも川沿いあたりのどこか逃げる場を考えたほうがいいよねと言っている人がもう大方です。そういうのを考えると、井戸、岩田地区は、ほとんどがもうそういう地域です。同じような地形だから。

そういったことからして、このハザードマップをつくりかえるなんていう考え持たないで、もっとしっかりと、学校に逃げてこい、それまでは各行政区でみんなで相談しながら学校に逃げてくれ、このほうがよっぽどきれいです。このハザードマップをつくりかえるのだから相当お金がかかるでしょう。そういうことを考えてやっているのか、町長に私はわからなかったから聞いているのであって、もっと学校を拠点にして、今そこへ、町長の隣に座っている副町長が建設課長だったですか、学校のトイレを和式では逃げていったときにお年寄りが使えないから洋式に直してくれという私が議会で頼んで、執行部の協力があった学校トイレが今きれいになっている。いつみんなが逃げていっても洋式なトイレになっていてきれいになっている。不自由ない。だから、私は安心して学校が拠点だと思っていたのですけれども、町長がこの間、ちょっとふれ愛ベースができたからハザードマップをつくりかえる必要があると言ったので、この質問をしました。

町民の方は、どこへ逃げていっていいのですかという質問を私がよく聞きます。もう私はそのときに聞かれれば、もう一言で「学校です。この辺は学校まで何とか逃げていってください」、これで終わりです。みんなもわかります。ああ、そうだね。町長、もう一度ハザードマップをつくりかえるなんていうそんな考えを持たないで、学校拠点をしっかり広報したほうがいいと思います。どうぞ。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

私のちょっと言い方が悪かったのかなとも思っております。今反省しているところでございますけれども、作り直しますとは言っていないわけでございます、その中で、27年度につくり、その後ふれ愛ベースができ、そしてまた長瀬地区公園も来年の3月いっぱい完成をいたします。そうすると、そういうところも避難場所として今度指定をしていくことが必要になろうかと思っております、そうした中で、行く行くはやはり見直しも必要かなということで申し上げたつもりだったのですが、私の言い方がちょっと悪かったようでございます。

それから、学校を、よく関口議員からそのためにトイレをとというようなお話をいただきますが、小中学校、トイレもそうですが、耐震化もいたしました。それは、構造上の危険な状態にある校舎を児童生徒等の安全面を考慮して、文科省の安全・安心な学校づくり交付金を利用して改修したものと私は理解をしております、避難場所にということでは当時なかったのではないかなと思っております。

また、学校のトイレ改修につきましては、外トイレも改修をさせていただきました。そちらにつきましても、子供さんからの要望が多かったということで洋式にさせていただいたものでございます。

それから、また災害というのは、土砂災害だけではなくて、やはりことし夏ございました、ああした火災、これも災害でございますけれども、その中で突然おうちをなくした方たち、その方たちが一番差し当たって入っていただくのは、その地区の集会所でございます、夏の火災に際しましても早急に集会所に入っていただいたという経緯がございます、そういった意味からもやはりそうしたところは、私は必要ではないかなと思っております。それでよろしいのでしょうか。

ハザードマップにつきましては、早速につくり直しますというつもりで言ったわけではございませんということを訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 最後になりますので、ハザードマップを見直すでもつくり直すでも、どっちでもいいですけども、ハザードマップは今もう配布してあるやつで十二分です。

学校のトイレの改修の話も、町長もこっちの自席にいて、私が相当前町長と災害の拠点、前々教育長には本当にお骨折りをいただいて、学校の改造をしながら、あれは私は、町長はそう思っていないと言いますけれども、私は自分の一般質問で学校がどんどん、どんどん執行部の理解の上直っていったと思っているので、それはどっちでもいいです。誰が言って直ったではなくて、学校に逃げていっても、今ここの皆さんが逃げたっていっても、トイレもちゃんときれいにしてあるし、耐震もしてある。

そういったことで、今町長は長瀬の地区公園がどうのこうのなんて言っているけれども、住民の人に言えば、どこに逃げて、あっちに逃げろと言ったりこっちに行こうと言ったりわけがわかんないということがあるので、まずもう町長、災害、自宅から逃げていくのであれば、学校と決めたほうがいいです。そんな地区の公園に、長瀬の地区公園がどうのこうのといても、例えば違う地区の人はそんなこと考えていないから。あの長瀬の地区公園の周りの人はそこへ逃げていくかもしれないけれども、ほかの人は考えていないのだから、そんな回りくどいことを言っていないで、最終的な逃げていく拠点を決めておけば、いつ災害が起こっても、子供たちが学校へ行っていた、お父さん、お母さんが別な場所にいた、みんな逃げたかな、どこで待ち合わせるの学校と決めてもらうのが一番いいのだから、長瀬の地区公園に逃げているとかそういうのではなく。

私は、そういう意味でこの発言させてもらったので。誰がどうのこうのではなくて結構ですから、家族が合言葉のように待ち合わせ場所がしっかりと決められるように、町の長としてやったほうがいいと思うのでこの質問をしましたので、もう一度、町長。私の質問はこれで終わりですから、じっくりやってください。よろしくどうぞ。

○議長（染野光谷君） 町長。

〔「井戸に学校はないでしょう」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） 井戸に学校がないのは、そんなの知っているべや。学校に逃げるのだよ、だから。余計なこと言うな。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員、ちょっとお静かにお願いいたします。関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ことし大災害に見舞われた胆振東部地震。あそこの地区、市のほうには、助けてくれ、助けてくれというお電話が再三入ったという。検証の中でやっておりましたけれども、多分見られたのではないかと思いますけれども、しかし両方が全て塞がれてしまって、その地区に行くことができなかったという、そういう状況であったというのをこの間テレビでやっておりました。

もし仮に長瀬町も、例えば白鳥橋、そして高砂橋が落ちてしまった。そして、またトンネルが塞がれてしまった。金尾の橋もだめということになったときには、第一小学校も第二小学校も国道の端にあるわけでございまして、橋がないとこちらに渡ることもできない。

そういうことも考えたときに、やはり先ほどから申しております集会所、それが第一の避難場所、そこ

に集まっていたいて、その次を考えるということになるわけでございます。

そしてまた、関口先生もそうですけれども、皆さん頭のよい方たちですので、そこでどこに逃げようかという、絶対そのときにはもう集団で行動をすることに私はなると思っています。その中でリーダーシップをとる方がいて、例えば関口先生が住んでいらっしゃる上郷区で、あそこの集会所はだめだということになったときには、どこが一番安全かというのを、リーダーシップをとる方がいて、そこに誘導していただける、そういう状況に私は人間の心理としてなるのではないかなと思っておりますけれども、こういうことを申し上げますと、随分勝手なことを言っているということになるかもしれませんが、先ほど議員のほうからも出てまいりました、井戸に学校があるのかいという話が出ましたが、やはり橋が崩落するというのも考えていかなければならないわけございまして、みんな町中の人たちが第一小学校に逃げろ、第二小学校に逃げろということは、ちょっと不可能かなとは思っております。

以上です。

- 7番（関口雅敬君） 町長も物忘れが激しくなって、げんきプラザと前の町長は言っていたではないか。
- 町長（大澤タキ江君） そういうこともあるのです。げんきプラザということもあるのです。
- 7番（関口雅敬君） そうだよ。そういう議論したではないか。
大澤先生、済みませんでした。

-
- 議長（染野光谷君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

6番、野口健二君。

- 6番（野口健二君） 幹線1号線及び幹線5号線のベンチ等の設置について産業観光課長に伺います。

幹線1号線と幹線5号線は、ともに通称南桜通り、北桜通りと言われており、町内の大勢の人が散歩をしたり、観光客が散策している光景を見かけます。しかし、この2路線の全線を見渡すと、これとって休憩をするところはなく、現在は金石橋付近に古いベンチが1カ所設置されているだけです。

幹線1号線と5号線は、年間を通じて自然景観を楽しめる場所であり、春の開花時期には桜をゆっくりとめぐる場所として絶好の場所です。ベンチなど休憩施設を設ければ、新たな観光スポットとして魅力がふえると思われれます。

そこで、両路線付近にベンチなどを設置することについて見解をお伺いをいたします。

- 議長（染野光谷君） 産業観光課長。

- 産業観光課長（南 勉君） 野口議員の幹線1号線及び幹線5号線のベンチ等の設置についてのご質問にお答えいたします。

当町における平成29年の観光入り込み客数は311万人に及び、過去最大となっております。このような背景から、地域住民との共存についても重要な課題と認識しております。目的を持った人がゆったりと時間を過ごすことのできる休憩施設は、ある面では必要性もあると思います。しかし、混雑時には休憩施設の機能自体が果たせなくなることも考えられます。

ご質問の2路線につきましては、まず現地確認をさせていただきたいと思っております。原則として、歩道を含む道路上にベンチ等の設置をすることは道路管理者の許可が必要となっており、簡単には認められませんが、場所の精査をしながら、しかるべき場所があれば関係部署と協議を行い、前向きに考えていきたい

と考えております。

○議長（染野光谷君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） では、前向きに考えていただくことを希望いたします。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（染野光谷君） 次に、4番、岩田務君の質問を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問させていただきます。

土地利用計画について町長に伺います。

土地利用計画等の策定については、平成25年9月議会定例会の一般質問で町長に質問いたしました。この時点では、都市計画や土地利用計画の策定は考えていないが、第5次総合振興計画が平成29年に策定されるので、そのときにははっきりしたものが打ち出せるのではないかと答弁がありました。

そして、第5次総合振興計画が策定されましたので、内容を確認したところ、基本構想の第2章第2節に土地利用の考え方が示されており、基本計画において、3の2の1の生活基盤の整備で、現状と課題や施策の展開を掲げています。

そこで、第4次総合振興計画との違いと現在の計画における施策の進捗状況、今後の方向性について伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員のご質問にお答えをいたします。

これまで町では、農地法や農業振興地域の整備に関する法律、埼玉県立自然公園条例などの個別法令で、個々の土地利用の案件について適切に対応をまいりました。平成29年度に策定した第5次総合振興計画の土地利用の考え方につきましては、それまでの土地利用の状況を勘案した結果、第4次総合振興計画に引き続き町の限られた土地の合理的かつ適切な保全、活用を図り、計画的かつ総合的な土地利用を進めていくこととしております。

今後につきましては、人口減少、少子高齢社会が進展し、社会構造が大きく変化することが予想されることから、土地の利用状況や町の施策等と照らし合わせながら、必要があれば適切に見直しを検討してまいります。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま答弁をいただきましたが、先ほどの答弁にもありましたが、土地利用計画について、おさらいにもなりますけれども、前回の一般質問で町長からは、自然公園条例や農地法などに基づいて対応することや、大規模な開発行為や土地の地目変更は行われていないことから、都市計画や土地利用計画の策定は考えていないといった答弁がありました。

しかしながら、条例や法令は、規制や規則など、どちらかという利用に関して制限するものであります。そして、大規模な開発行為や土地の地目変更は行われていないのではなく、規制も厳しく、該当する場所があるのかないのかも不明で、現状難しいと思われるからではないのでしょうか。それに対し、土地利用計画や都市計画は、将来を見据えた整備計画などをつくるものです。

私が言いたいのは、長瀬町は、厳しい条例等がある中でもこの町の未来をしっかりと見据えて、目標を持って計画的にまちづくりをしていくためにも、早急に計画策定が必要ではないかということで3回目の質問をしております。

昨年度策定された第5次総合振興計画の基本構想では、土地利用の考え方や町土の地域別整備の基本方針が記載されております。また、基本計画の現状と課題には、都市計画区域外であり、計画的な土地利用が難しいこと、町全体の土地利用のあり方、まちづくりの方向性などを検討し、各施策、事業を推進していくことが重要といったことが記載されております。

そして、関連計画として、長瀬町国土利用計画、都市再生整備計画が挙げられておりました。しかしながら、基本構想の地域別整備の基本方針では、ある程度の方向性は示しているものの抽象的であり、やはりもっと具体的な計画がなければ将来展望は見えません。そして、住民の方に対しても、長瀬町の今後の明確なビジョンを示すことが行政の責務であると考えます。

例えば幹線1号は、上長瀬から長瀬駅方面へ整備が進んでおりますが、その先はどうなるのでしょうか。長瀬駅の踏切は、渋滞や事故など問題が山積しておりますが、そのままよいのでしょうか。企業誘致条例ができましたが、どこにどれだけの規模の企業が誘致できるのでしょうか。引っ越しして家を建てたい方がいた場合に、どの地域が住宅地域なのでしょうか。農業をそれなりの規模で始めたいといった方がいた場合に、どこの農地を町は紹介してくれるのでしょうか。せっかくの自然豊かな観光地にむやみに太陽光パネルがあるのはいかがなものなのでしょうか。それら全てに土地がかかわってきます。

私が言っている土地利用計画と総合振興計画や基本計画での土地利用計画が、もしかすると捉え方が違っているのかもしれませんが、私が言いたいことは、何をするにも土地が必要であり、計画的に利用しなければならないのではないかと思います。

急激に町なかが衰退している隣の寄居町では、中心市街地活性化制度を活用して寄居駅南口周辺の市街地約66.6ヘクタールを今年度から5年かけて整備するそうです。また、滋賀県の大津市では、土地利用の計画として、遺産価値の高い歴史や自然とともに育まれてきた伝統や文化を大切に、観光資源としても活用することにより、地域全体として持続可能な都市の発展を目指すことを目標に計画を策定しておりますが、長瀬町も同じような環境だと考えます。

難しい問題だからこそ、厳しい状況だからこそ、早期に取り組むべき課題ではありませんでしょうか。そのうちと言って待っていても、始める方がいなければ前には進みません。

再質問になりますが、土地利用計画の策定をしなければ、今後さらなる町の発展や進展は難しいと思います。関連計画にも出ておったわけですので、それらについていかがお考えなのか、もう一度伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

国で定めております国土利用計画の基本理念、まず初めにお話をしたいと思います。

自然環境の保全や地域の特色、経済・文化などに配慮しながら、国民の健康で文化的な生活と向上の均衡ある発展を図るとなっております。

これらに鑑みたときに、長瀬町をこの考え方に置いたとき、町の土地利用状況が大きく変化していない中で、町の施策と照らし合わせながら、社会構造の変化も見ながら、必要があればやはり対処していかなければならないかなと考えておるところでございますが、ご承知のとおり長瀬町は広大な土地というのはございません。その中で、ここは農業地です、商業地です、工業地ですと、なかなかそうした定義づけを

するのも難しいかなという思いがいたしております。

そしてまた、第5次長瀬町総合振興計画、先ほど議員のほうからお話でしたが、それで今現在を考えてみますと、住宅地域というのは長瀬駅周辺、あの辺が該当するわけですが、そこにはふれ愛ベースが建てられました。

また、森林地域というのは、蓬莱島公園ですとか、また里山・平地林を使って今現在竹の伐採などを進めておりますが、そうした地域になろうかと思えます。

また、農業地域でございますが、これらにつきましては農振農用地が町中に点在しているという中で、地主さんのご意向があるわけございまして、その中で計画的な土地利用というのはなかなか難しいかなという思いがいたしております。

それから、また農村地域工業導入地につきましてでございますが、岩田区でございますこの導入地、いろいろと企業から引き合いも何点かございましたけれども、町が一生懸命にお勧めいたしました結果、やはり違うところがよいということで成立がしなかったという経緯もございます。

しかしながら、あそこ南州工業さんが今度増床いたしましたので、その中で、また来週行われます皆野・長瀬就職相談会では、南州工業さんがまた就職面談をされるというお話も伺っております。

そしてまた、観光トイレにつきましても、長瀬アルプス登山口に1基と、それから岩田、道光寺のところにつくらせていただきました。

なかなかこの総合振興計画に沿って予定どおりとはいかないかもしれませんが、わずかずつでも目的達成に向けて進んでいるのではないかなと思っております。

また、蓬莱島公園につきましても、現在整備中の中ではございますが、あそこはツツジ公園として国や県から補助金、10分の10をなるべくいただくようにということで今整備を進めておりまして、来年度もまたツツジの植栽をする予定になっております。あと一、二年すると、あそこも全山蓬莱ツツジが生えるのではないかなと思っておりますのでございます。

そしてまた、幹線1号線につきましても、本来ですと来年の3月までに全て完成する予定でございましたが、社会資本整備事業というのは始まった時点で当初予算に国から4割の補助金がつくということでございまして、その後の人件費や資材が高騰したということから、31年3月の完成は無理という状況に現在なっておりますが、当初の予定どおり少しずつでも進行していきながら、最後は完成を見たいと思っておりますのでございます。

そしてまた、踏切につきましては、なかなか秩父鉄道との折り合いがつかない中で、大変重要な課題だと思っておりますが、話し合いは進めていきながら、何かよりよい方法を模索していけたらなと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 先ほどの答弁の中でも出ておりましたが、広大な土地がないから、少ない土地であるからこそ、私は計画的に有効に使っていかなければならないのではないかなと思っております。

また、今個別の問題も出てきましたし、私もさっきもお話ししましたがけれども、個別部分的ではなく、やっぱり全体最適化と言われているように全体を見た計画、これを策定することが必要ではないかと思えます。

土地利用計画は、市町村の広域化や課題の多様化、人口減少や高齢化による土地の管理水準の低下や土

土地利用の非効率化、インフラの老朽化や、新たな交通インフラの整備の進展による土地利用への影響等多岐にわたります。都市計画や土地利用計画は、住宅、店舗、事務所、工場など、競合するさまざまな土地利用を秩序立て、効率的な都市活動の増進、すぐれた環境の保護、特色ある町並みの形成などを図ることを目的としてまちづくりのルールを定めるものであり、つくらなくていいからつくらないという問題ではなく、町の将来像を想像し、計画的に進めていくためにも必要なのではないのでしょうか。

北海道の中富良野町では、人口5,000人規模の町ですが、国土利用計画を策定しております。また、岩手県の舟形町や長野県原村、朝日村などでは、都市計画区域外でも国土利用計画や都市再生整備計画を策定しております。それら一部を見ても、計画をつくれぬ理由があるわけではなく、自治体として必要なのか、そうでないのかの判断をしているわけです。

また、国交省のサイトを見ますと、国土利用計画事例集の先進事例として、ちょうど当町と人口規模も同じ程度の長野県原村の環境保存条例の連携と自然環境に調和した産業振興や、滋賀県大津市の歴史遺産や地域特性の保全、活用のための基本方向の提示などで、美しいむらづくりや地域資源や歴史遺産の保全や活用等の方向性を示しております。

特に原村では、都市計画区域外だったので都市計画法による規制誘導ができなかったために、率先して独自の環境保全条例を定め、総合計画、国土利用計画に掲げた村の方針である自然環境の保全を図ったようです。そして、森林保養地帯等々ゾーン分けやエリア分けをすることで、企業の立地誘導や移住定住などにも役立てているようです。

そこで、長瀬町の地域別整備の基本方針や土地利用概略図を見ますと、岩畳付近の名勝及び天然記念物、長瀬地域、また岩田の農村地域工業等導入地域はわかります。しかしながら、岩畳から宝登山神社に向けての参道周辺や上長瀬駅方面へかけての部分は、観光レクリエーション地域にも指定されておられません。なぜ観光客が多く訪れるところが指定されていないのでしょうか。

また、住宅地域についても、住宅が高密度に形成される地区に対して居住用地の確保を図りますとありますが、そもそも高密度に形成されている地区に土地の確保ができるのでしょうか。であれば、野上下郷、井戸、岩田、矢那瀬地区のような、どちらかというに移住や定住に向けた住宅用地ができる地域を住宅地域に指定し、居住用地の確保を進めることで、その地域に人がふえることが予想できれば、そこに新たなお店をつくりたいといった話も出てくると思います。

やはり明確な目標、計画をつくり、公表することで、この町の将来がわかり、安心して企業の移転や移り住む決断をなさる方がふえることと存じます。そして、それがこの町の税収を支えてくれるのではないのでしょうか。

最後になりますが、将来を見据えた土地利用計画等をつくらぬで、道路の新設・改良、各地域への施設などの新築・改修、公園の整備などを進めるということは、この先その地域がどうなるのかわからない、すなわち無計画、無秩序に事業を進めているとも言える中で、私はこの問題を棚上げや後回しにしてはいけないと思っておりますので、今回3回目の質問になります。計画なくして将来は見えません。今の話を聞いてもなお、この町に土地利用計画は必要ないとお考えなのではないのでしょうか。最後にご意見を伺いまして質問を閉じたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど、多分岩田議員もご承知だと思いますけれども、寄居町の都市計画の話をしていただきました。都市

計画区域というのは、都道府県が都市計画法に基づく指定要件により市及び一定の要件を満たす町村において区域の指定を行うわけでございますが、その要件は人口が1万人以上であり、商工業その他の都市的形態に従事する者の全就業者数の50%以上であることなどが都市計画法施行令第2条に規定されておるわけでございまして、多分寄居町はこの条例に基づいてこれから都市計画を進めるのではないかなと思っております。

そしてまた、近隣町村を例に挙げては申しわけございませんけれども、皆野町はこの総合振興計画の中から土地利用計画を削除しております。やはりいろいろと内部で調整した結果そういうことになったのかなと思っておりますけれども、状況はよくわかりませんが、そのような状況のようでございます。

そしてまた、無計画、無秩序というお話をいただきましたけれども、先ほどお話をいたしましたとおり、長瀬町の第5次長瀬の振興計画の中で、きちんとしたその計画にのっとっての整備は進めているわけでございまして、無秩序、無計画ではないのではないかなと思っております。先ほど申し上げましたとおり、総合振興計画に沿った中で計画をし、そちらを進めておるわけでございまして、無計画ではないのではないかなという思いがいたしております。

しかしながら、先ほど岩田議員が申しました野上下郷ですとか井戸、岩田、まだまだ土地がたくさんございます中で、そうしたところを住宅地域に指定をして人口増を図るとというのは、これはよい方法かなと思っております。これから人口減少、そしてまた高齢化が進む中で、この町にとって何が一番よりよい方法か、いろいろと模索しながら進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（染野光谷君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 質問します。

通学道路に指定されている歩道の改修について建設課長さんにお伺いいたします。

矢那瀬地内の元南食堂から丹沢付近に続く国道140号線の歩道は、通学道路に指定されています。その歩道は、のり面が崩れかかっており危険な状態であるため、役場を通じ対応をお願いしたところ、応急的な処置をしていただきました。

また、高齢者からは、歩道の幅が狭く、シルバーカーやつえをついて通行するのにも歩きづらいので拡幅してほしいという声が上がっているため、現在区長を通じて歩道拡幅の要望書をまとめているところでございます。

国道の歩道部分の所管は秩父県土整備事務所とは承知しておりますが、のり面が崩れかかっている場所であり、矢那瀬上郷、下郷地区の往来や結びつきに重要不可欠なため、早急に歩道拡幅などの対応をしていただく必要があると思います。ついては、町から県へ要望活動や事業もあると聞いておりますので、本歩道拡幅事業も要望事項の一つとして取り上げていただける考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 野原議員の質問にお答えいたします。

国道140号の歩道整備については、矢那瀬地区からの陳情や要望は昭和53年2月に矢那瀬地内及び寄居町末野の地域住民や営繕関係者の連名により、矢那瀬陸橋から波久礼駅までの歩道整備の陳情に始まり、平成元年、平成10年、平成16年、平成21年、平成28年に、知事、関係県議、寄居町長、秩父・熊谷両県土整備事務所長へ早期整備の陳情、要望を行ってまいりました。その結果、矢那瀬地内の自転車歩行者道の整備はほぼ完了し、現在寄居町末野地内の整備を熊谷県土整備事務所ですら施工中です。

野原議員の言われる箇所につきましては、今までに地元から歩道整備についての陳情、要望等はありませんので、秩父県土整備事務所に対し要望活動を行ったことはありません。現在要望書を作成中とのこと。まずは、要望書の取りまとめをいただき、秩父県土整備事務所への提出がスタートラインに立つことだと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 今建設課長より、当初の歩道整備について町から県への要望事項として取り上げるというような大変有意義な回答をいただきました。さて、出席者全員の共通の認識を深めるよう再度場所の確認をしたいと思います。

当該の歩道箇所は、矢那瀬地区の元南食堂の前から高德寺参道を横切り、元南宅の前を通り、丹沢付近のちょうど入り口の約280メートルにわたる国道脇の歩道です。イメージができたでしょうか。

質問の内容にもう少し補足いたします。ことしの夏ごろ、毎日子供たちの通学を見守っている学校応援団の方から、元南宅の玉石垣にひびが入っている箇所があり、玉石垣の玉石が浮き上がり固定されていないとの情報がありました。その日に写真を持参して建設課に相談に行きました。役場を通して秩父県土整備事務所の速やかな対応により応急処置が完了しています。あわせて学校応援団の方から、同歩道の通行に関する問題点の情報提供や意見もありました。

先日、早朝、私も子供たちの通学に合わせて一緒に同歩道を歩いてみました。矢那瀬下郷地区の小学生は8名です。上郷地区は4名です。全部で12名の小学生が通学しています。下郷地区の小学生は八幡神社に6人集まりまして、学校応援団の方と一緒に出発して、途中2人が加わり、当該歩道を通って上郷地区の霧宮神社に到着します。到着後は、シルバー人材センター運営の車両により学校に通学します。

歩道の問題や要望等については、子供たちや同歩道を恒常的に利用している住民の方、近隣の住民の方からも聞き取りを実施しました。一般質問で通学道路の歩道整備として質問しましたが、同歩道は矢那瀬地区の重要な生活に直結した歩道であることも申し添えます。同歩道の大きな問題点も幾つか確認しました。

1つ目は、狭い歩道です。歩道の幅は約1メートル10センチ、アスファルト部の歩道幅は約50センチ、U字溝のふたの幅60センチで、一番狭い歩道場所はのり面の土地が露出し崩れている場所で、歩道幅は約90センチ程度です。風雨によりのり面の土と一緒に石英などがずり落ちて歩道を狭くしています。

2つ目は、歩道の両脇の繁茂する雑草です。春には山側には雑草が生い茂り、また車道側にはガードレールの下にも雑草が茂ります。つまり歩道幅がより狭くなり、より歩きにくくなっています。さらに、梅雨になると繁茂する雑草により、雨にぬれて歩道脇に傾いています。より一層歩道の幅が制限されます。また、ぬれた雑草により洋服もぬれる機会がふえます。なお、ことしは、秩父県土整備事務所で雑草を刈り取ってもらい大変助かったということでした。できれば、車道側ガードレール下の雑草も刈り取ってほしいとの要望がありました。今でも車道脇にはセンダングサ等繁茂しています。

3つ目は、歩道内の落ち葉です。山側に生えているクヌギの木の樹木の落ち葉が歩道に多く堆積して滑りやすく歩行に苦慮しています。落ち葉は、ガードレール下の防水板があるため歩道にたまりやすくなっており、北風により落ち葉の吹きだまりができます。歩行には、歩道内の落ち葉の吹きだまりを避けて歩くことが必要となります。

4つ目は、のり面の危険性です。山側ののり面は、コンクリート面と玉石垣などの人工物の場所と、自然のままの土が主体ののり面と、変成岩などの岩石が主体ののり面が混在しています。自然のままののり面の場所については、11月23日には地質の専門家が現地を確認して教えてもらいました。また、他の岩石専門家にも、写真と岩石を持参して確認してもらいました。

専門家によると、変成岩ののり面は非常に崩れやすい地層で、露出した危険な状態であるという見解でした。下波久礼と同じような地層であり、調査しなければ言及はできない。単層や破碎帯の可能性などについても捨て切れない地層であるとのこと。実際に11月中旬には、直径30センチ程度の変成岩がのり面から崩落して、のり面にとまり、歩行には問題はなかったようですが、小学生の通学時であったらと心配にたえません。私も落石地層と、落石と確認しました。また、オーバーハングに近い状態であるのり面で、崩落や落石の場所にはより危険も増加しています。私も実際に、岩石が落下した痕跡も確認しています。

このような状況であることから、早急な調査と対策が必要と考えます。現在区長が中心となり取りまとめている歩道拡幅等の要望書の中にも取り込んでもらえるよう調整していきたいと考えております。

聞き取り調査や現地調査による当該歩道の4つの大きな問題について、現状等について説明しました。改めて行政と同所の危険性等について確認しているか、また所管先の秩父県土整備事務所と協議した経過などがあるか、お伺いいたします。あわせて、要望書への行政の連名署名が可能であるのか、お伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、野原議員の再質問にお答えいたします。

県土整備事務所に要望等を行ったことがあるかということですが、先ほどもお答えいたしました。この区間につきましては地元からの要望等がありませんので、県土整備事務所に行ったことはありません。

また、要望書の作成につきましては、議会前に地元の方と来られまして、そのときもお話しいたしましたが、アドバイス等お手伝いにつきましては、町のほうも行うことはできます。ただ、ここにつきましては国道でございますので、県土整備につきましては県土整備事務所にお問い合わせする形になると思います。

要望書に町との署名等のことですが、平成26年に秩父県土整備事務所のほうから、今後要望書につきましては町を通さなくても、今までは町が進達書を添付して出しておりましたが、それをつけなく

でも直接要望書を出していただいても大丈夫ですというお話をいただいております。

それとあと、草とか落ち葉等につきましては、できましたら地元で協力していただきまして、雑草の草刈り、落ち葉の清掃等していただけたらありがたいです。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 雑草とか落ち葉は、一応奉仕してみんなで作っているわけですが、なかなか追いつかない状態でございますが、さらに最新の現地確認などにより同所の実態把握をしてください。

次に、子供たちの目線の危険性についても確認しました。

1つ目は、大型車の恐怖でした。歩道幅が狭く車道に非常に接近しているため、大型車が通過するとき、非常に恐怖感を感じるとのことでした。特に丹沢近くの車道はカーブが急なところから、自分のほうに向かってくるような恐怖心が起きるようです。上り坂のためスピードを上げてくることも原因と考えられます。また、雨天時には、大型車の通過するときの風により傘などが吹き上げられるとのこと。あわせて、車両から雨の巻き上げで傘の役割をしない状態となっている。手、体がぬれてしまうということもあります。

2つ目は、冬の雪の状態です。ガードレール下の防水板があるため太陽の光が遮られることにより、降った雪がなかなか溶けにくい状態となり、雪により歩道側が狭まれます。日陰のため溶けた雪の水が長く残り、凍った場合に非常に滑りやすい歩道となります。

子供たちの安全と安心を守るのが私たち大人の務めだと思っています。同歩道の拡幅等の早期実現のために、行政としてどのような具体的な行動や対策を考えているか、また今後のスケジュールなども含めて、あえて再々度お伺いいたします。これで私の質問を終わります。

○議長（染野光谷君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 最初に、民意を反映した行政運営について町長にお伺いします。

行政で基本となることは、民意を尊重することだと思います。特に現在のような目まぐるしく変動する社会では、各年代層の住民ニーズや要望を酌み取るよう努めなければならないはずです。

そこで、行政情報の発信と民意を収集し、それをどのように行政運営に生かしているのかをお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政情報の発信についてのお答えですが、町ではこれまで町民の皆様に対して、広報ながとろ、区長回覧及び町ホームページなどを用いて広報してまいりました。10月から町の公式フェイスブックの運用方針を見直し、必要な行政情報をリアルタイムに発信できるよう改善したほか、新たに町公式Instagramを開設し、長瀬町の自然を中心とした写真を掲載し、町内外の方に長瀬の魅力を発信し始めたところでございます。

また、本年7月には、昨年度実施した公共交通に関するアンケート調査の結果報告会を開催し、ご説明

をさせていただきます。

今後もこのような取り組みを通じて、町民の皆様には行政情報が行き届くよう努めてまいります。

次に、民意の収集方法についてですが、町の施策等を進めるに当たり、町民の皆様には意見を聞く機会を設けさせていただいております。例を挙げますと、長瀬地区公園や本野上地区公園の整備に係る意見交換会、公共交通の導入や観光に関するアンケート調査やワークショップなどを開催いたしました。

今後もこのような取り組みを通じて、町民の皆様から出された意見等を踏まえながら行政運営に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 民意ということを考えてみますと、古くは、支配者が住民に対してどのような考えを持っているかを問うと。現在では、行政を行う為政者が住民の考えを受けとめる。そういうことだと思います。何回か同じような質問をしましたので、大方今の町長の答弁は、何回も聞いているし、今も同じようなことを聞きました。

ちょっと生の声の幾つかなのですが、「広報紙は読みにくい」、「読まない」、「インターネットはつながらない」、なお区によっては「地域コミュニティが充実していないから情報が入らない」、また人によっては「町政に関心を持っていない」などのご意見を伺うことがあります。また、これ当然一部の人の声ですよ。「あんな公園要らない」、「高齢者に温かい目を向けた行政を望む」などの声もあることは確かです。これが町民の何割かということについてはわかりませんが、行政を執行していくということは、要するに公務員は憲法15条で全体の奉仕者であるということが基本になっております。

そこで、全体ということとは、一部の人の意見も取り入れる、または聞くということが必要ではないかと思えます。そして、今までどおり、私を感じる今までどおりは、委員会とか公園をつくるに当たってとか、そういう今ちょっと言葉が出ないのですが、町長が言われた公共交通の意見交換会といたらいいですか、ああいう形式をとって町民の意見を聞いているのだということは、確かにやらないよりよろしいと思えます。

しかし、なかなか町民の真意と申しますか、それを聞き取るようなところまで至っていないのではないかなと思います。特に従来どおりでない、時代のニーズに即した情報収集ということについて、どのように気を配られているかと。

一つ、インターネットについてなのですが、長瀬町で例えば多くは高齢者だと思えるのですが、役場でフェイスブックを開いたとかそのようなことはありますけれども、どれだけの人がそれを見られるのかということが、まず論点の一つなるのではないのでしょうか。そのところについて、長瀬町では世帯数が二千九百幾つだから2,600ぐらいはインターネットがつながって、そういう形で情報を得られるのだよという根拠があるのかどうかということがちょっと私は心配になります。

それから、例えばパブリックコメントを開いているといたらいいのですか、利用しているとか言いますが、果たして一般住民の方にパブリックコメントと言った場合に、これ理解されているかどうかということもあります。ですから、そういう知識のある方とかそういう方の意見は吸えるだろうけれども、その言葉自身を知らない人は当然そういうことに参加できないという状況にあるということは、そのパブリックコメントを開いた場合に、例えば15人ぐらいの人がそれに答えたとかいう数字だと思えるのです、今まで。そのところをやはり住民の意見を聞くというところで、考慮しなければならない点かなと思います。

一つ、提案制度についてなのですが、広報に紹介されました。1件、今年度かな、されましたけれども、これは提案された方に申しわけないのですが、私が読んだ限りでは、提案というよりも思いが書いてあったかなと。それも提案だと思うのですが、あと公民館の喫煙所を場所を変えたと。確かにあれはよかったなど。役場の正面も変えていただくと大変いいと思いますけれども、喫煙所にふさわしくない。これは私個人の意見です。

提案の内容を無記名で紙ベースでもいいから公表すると。それについて、または論議を行うと。すると、その提案というものが町民多くものとなっていくのではないかなと、そんなことも必要ではないかと思えます。

あと意見箱についてなのですが、これ庁舎内にある意見箱に住民の方が自分の住所等を入れて投函したと。ところが、一月たっても返答がないというふうなことで役場庁舎に訪れたと。私の意見を見ていただけたか。そうしたら、いいえ、見ていませんと。一月たっても見ていないというのはどういうことなのですか。では、いつ見るのですか。2週間に1回ぐらい見ます。2週間と、もう1カ月たっているのですよ。返答を下さいということで帰られた。ところが、11月末になっても返答は来ないと。その方は、非常に憤っておりました。12月4日に返答が来た。出されたのは8月29日だそうです。9、10、11、3カ月有余日たっても返答が来た。これは余りにも不親切ではないかと。この意見箱の扱いについて、どのようになっていると。どういうふうに扱って、どこまで上がって、庁舎内でどれだけ検討された。これ当然無記名でないわけですから、そのことについて住民の意見を反映するという点で町長にお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、町政についてのお話がありました。広報読んでいない、関心ないという方がいらっしゃる。また、インターネットはやっていない、つなげない。また、地区のコミュニティがないというようなお話をいろいろいただいたわけですが、当然いろいろな方がいらっしゃるいろんなお考えがあって、それはよろしいのではないかなと思っております。

しかしながら、広報につきましては、全国市町村どこでもこれは発行していると私は思っております。これが一番の町政を町民に知っていただくツールだと私は思っているところでございます。そこが関心がないと言われてしまいますと、うんと思うのですが、その方は毎日毎日をしっかり生活をしていらっしゃるのだから、それはそれでよろしいかなと思うところでございます。

また、地区コミュニティにつきましては、議員も承知のとおり協議体というのができまして、その中で毎戸、この間「ながとろいってんべえマップ」というのを毎戸に配布をいたしました。あれを見ますと、相当な数、各地区でいろんなことをやっていますので、ぜひあれを見ていただいて、関心のあるところにご参加いただけたらありがたいなと思うところでございます。

また、提案箱についてのお話でございますが、無記名でもいいのではないかなというようなお考えなのかなと拝察したところでございますけれども、無記名ですと、そのご本人にご回答ができないという……

○5番（村田徹也君） 済みません、そうではない。公表する場合に、無記名で多くという。

○町長（大澤タキ江君） 公表する場合ですか。失礼いたしました。そちらにつきましては、また検討させていただきたいと思っております。

あと、提案したけれども、3カ月以上来ないということ。これにつきましては、全く申しわけなかったと、ただ謝罪をするのみでございまして。今年度確認を怠ってしまったということでございまして、職員

のミスだったわけですが、今後は職員をしっかりと指導してまいりたいと思っております、とともに、提案していただいた方には速やかに回答をしてまいりたいと思っております。

また、提案されたものにつきましては、提案いただいたお答えを各担当がしっかりと見させていただいて、その課の中でしっかり練っていただき、そして最終的には副町長、私のところに参りまして、そして回答させていただくわけですので、当然私たちも最後しっかりと見させていただいております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、広報につきましては、私個人の考えでは、もう少し内容を見やすいように工夫するというのも一つではないのかなと。他町村のを幾らか見たりしますけれども、そんな点も工夫も必要なのかなという感じはしますので、一つ意見として上げていただければと思います。

なお、協議体の話が出ましたが、協議体につきましても、私も発足式のとき出ましたが、それ以後の動きが見えないのですよね。また、地区に住んでいると、地区の人たちは知らない。何だそれはというのが実情です。多分長瀬町の7,200人ぐらいの人口の人のどのぐらいが、それを協議体というのが形になっているのかという、この内容は周知されていないのではないかなと思いますので。これをつくったと、ではどうに変わっていくのだろうと、まだ先の話かもしれませんが、ちょっと今現在で見えていませんので。中には協議体に属した人が、私、これちょっともうやめようと思うというふうな方も、これいらっしゃいます。全然知らなかった方なのですが、そういう話をその方からお聞きしました。

あとインターネットについてのどのくらいかというふうなことがちょっとお答えなかったもので、それをわかれば概略、難しいと思うのですけれども。

あと、意見箱につきましては、町長には申しわけないのですけれども、職員が確認を怠ったというふうな答弁でしたが、職員がということは町長の責任ということだと思いますので、先日12月4日に町長名で回答が来たというふうなことで、やはりこの意見箱の活用方法がうまくいっていなかったのではないかなと私は思います。これはごく一例ですけれども、やはりそういうふうなところも、意見箱を置くからにはそんなふうな活用をしていったほうがいいのではないかと。それは強く要望します。

特にその方は、言葉は失礼ですが、町行政はおざなりであるというふうなことを申されておりました。確かに本人にすれば、その意はあるかと思しますので、今後そのようなことのないような、ぜひ意見箱にして住民の意見を聞くということを徹底させていただけたらと思います。

なお、もう一点ですが、今までどおりではない住民の意見を聞くというふうなことについては、なかなか私と町長との考えが合いませんが、時代が変わっているのですよね。少子高齢化が見越されてとかいう問題ではなくて、もうそれはわかっている時代が変わっていると。町全体を見ても変わっていますよね。大きく変わっていますよね。だから、そういう点で、やはり先ほどの質問の中にもありましたが、小学校が存続がどうなのかとか、そういう思いがどういふ思いを住民がしているのだろうというようなこと等も将来的なことになると思いますので、やはりそういう住民の意というのを酌んでみるという必要があるのではないかと。そのためにはどうしたらいいかと。指名せずに集まってもらっても、がやがやしてしまうというお考えもあろうかと思いますが、新たな手法というのが私は必要だと思います。住民の意見を聞く。あくまで意見を聞くと、または意見を交換すると、または行政はこういうふうに行っていますと説明をすると、そんなふうなことでも今までなされていなかったもので、前進の一步だと思いますので、その点について質問します。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 協議体のお話が出てまいりましたので、まず最初に協議体の話からさせていただきます。

生活支援体制整備協議体は、平成28年7月に発足し、その後公益財団法人さわやか福祉財団の支援を受けまして、勉強会を重ねて、平成29年9月に再編成をし、現在20名の委員で構成をされております。

委員の皆さんは、各種団体等で高齢者にかかわるボランティアやサービスの提供などをされており、こうした皆さんであるからこそ協議体に参加をし、そこで得た情報を各団体へ発信していくことで地域のニーズや資源の把握がしやすくなり、地域住民への啓発につながるものと考えております。

12月広報に、たしか岩田の取り組みが載っていたのではないかなと思っておりますけれども、そちらも見てくださいたらありがたいと思っております。

協議体の役割は、住民の助け合い活動の創出に向けて、住民の側に立ち、目指す地域像である助け合い、支え合いのある地域の実現に向け、住民ができることを探し、地域の力を少しずつつくっていくことにあるわけでございます。

協議体は住民主体の組織であり、行政の指示などで活動を推進する組織ではありません。社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと一緒に地域での取り組みを支援していく役割があるわけです。協議体の活動は、誰かが責任を負わされたり、行政にやらされたりするという組織ではございません。

9月末には、町内にあるサロンなど、主に高齢者が通える居場所をまとめ、先ほどお話しいたしました、毎戸配布させていただきました「ながとろいってんべえマップ」の作成や、フォーラムや講演会、地区懇談会への支援、定期的な情報共有を実施しております。

協議体の活動につきましては、これからもしっかりと周知を図ってまいりたいと思っております。先ほど申し上げましたとおり、協議体は住民主体の組織でございます。今後も引き続きまして、活動へのご協力、ご支援、ご理解をお願いいたします。

それから、行政説明会や意見交換会の必要性につきましては、村田議員から再三質問をいただいておりますが、他町村の現在の状況をお聞きいたしますと、地区ごとに意見交換会等を開いても、一部の町民しか来ない、またはいつも同じ町民が来て要望活動の場になってしまい、広く町民の意見を聞けない状況になってしまうというような実態もあるようでございます。

町といたしましては、何回も申し上げておりますけれども、町の施策等を進めるに当たりましては、幅広く意見を聞くときはアンケート調査等を実施するとともに、必要に応じて意見交換会を開催をしてみたいと思っております。

今後も町民の皆様から出された意見等を踏まえながら、行政運営には生かしていきたいと考えております。

それから、インターネットのお話でございますけれども、人数の把握はいたしておりません。

それだけでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、緊急災害等の対応について町長にお伺いします。

近年自然災害により、日本各地で生命や生活機能が失われる甚大な被害が発生しています。当町は災害に強い地域と言われているようですが、災害はいつどこで発生するかわからず、そのため十分な備えが必要です。

町では、防災訓練は各行政区で実施という基本姿勢のようですが、未実施の行政区も多いようです。町は町民の安心と安全を守ることが基本で、そのために町主導の防災訓練を実施すべきではないでしょうか。

そこで、自主防災組織等の育成・強化にもつなげる防災訓練の実施についてお伺いします。加えて、緊急災害時の高齢者等の要支援者名簿の作成、避難、誘導や安否確認についてもお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の緊急災害時の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、防災訓練の実施についてでございますが、村田議員のおっしゃるように防災訓練は各行政区の自主防災組織で実施していただくよう、4月の区長会議で区長さんにはお願いをしているところでございます。しかしながら、訓練の実施状況は区によって差が生じており、自主防災組織の活動につきましても差が生じております。

町としましても、災害に備えるためには、行政における公助のほか、地域の自助・共助として地域住民の力が不可欠でありますので、自主防災組織の活性化を推進する中で、町主導の防災訓練の実施も検討させていただきたいと思っております。

次に、緊急災害時の高齢者等の要支援名簿の作成についてでございますが、現在は健康福祉課が所管をしており、介護保険における要介護認定を受けている方、身体障害者手帳1級または2級の方、療育手帳マルAまたはAの方、70歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に属する方、それ以外では難病患者や妊婦さん、乳幼児など、民生・児童委員が特に災害時の支援が必要と認める方を対象に名簿を作成しております。

この名簿は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望する方で、万が一のことが起きた場合、個人情報をも町、消防署、警察署、民生・児童委員、社会福祉協議会などを利用することを承諾された方のみ登録されております。避難誘導や安否確認についてでございますが、災害が発生、または発生するおそれがある場合において、避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の情報を共有しながら実施する体制を整えるよう、自主防災組織や民生・児童委員等にご協力をいただき、避難行動要支援者それぞれに応じた個別計画を策定し、災害時の避難支援等、実効性のあるものとするよう努めてまいります。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 埼玉県では大きな災害というのは、県南地域においては地盤が安定しないというようなことで水害等が、または地震の被害等がありますが、秩父地域については1742年の寛保の洪水ですよね。しかし、長瀬町町内に限って、大宝年間に私の住む上中宿で大火がありました。大分総なめにされました。ちょうど私の古いうちのあたりも全部焼けました。うちは古い蔵造りだったので燃えなかったのですが、大分焼失したということがあります。これも人災となるかわかりませんが、こういう災害というのが発生すると。

今の町長の答弁の特に要支援者ということについてなのですが、自主防災組織を作成、自分の区で私知りません。されているのかどうか。

実際問題として、では自然災害が発生したという場合に、誰が要支援者といえますか、誰が誰を助けてというふうなことは全くできていない状況です。ですから、上中宿において、長瀬町町内で大災害が起こった場合には、蜂の巣をつつくような状態になるだろうということは明らかです。

これ実際問題として、自主防災組織を4月の区長会でお願いしたということなのですが、お願いしたと

いうことは、ではそれがどれだけその組織が確立されたのかというのは把握されているのでしょうか。それから、自主防災訓練を実施している区は何区あるのでしょうか。

こういうことを以前にも質問しましたがけれども、9月の多分1日でしたか、全国が防災の日として県で回ってというのですか、ことしは埼玉県がやりますよとかいうので指定されて、秩父でもやったことありますよね、秩父市が指定されて。

たまたまこの間静岡県へ行ったとき、静岡県が12月の第1日曜日、昔の台風で大分災害をこうむったというふうなことで、地区ごとに防災訓練をやっていました。公園にみんな避難してとかいうことで。人口が多いからそれほどではなかったか、参加率とかはわかりませんが、12月の第1日曜日をそういう防災の日というのですか、県としてやっていたと。長瀬町はできるのではないのですか、防災無線があるのですから、それで前もって区長さんに連絡して、ではこういう形でやりましょうよと。そういうことになれば、区長さんも、うちのほうは1年交代でかわりますけれども、それを受け継いで防災訓練を、避難訓練をしましょうと。では、上中宿のまず公会堂ですか、逃げるのだと。いよいよこれは火災だからだめだと、小学校に逃げましょうよというようなことで移動するとかそういうことは、最小限のことはできるのではないかなということについて、もう私提案してから2年もたちましたけれども、全町でなぜできないのなら、なぜできないのか、なぜやらないのか、その明確な理由をお願いしたいと思います。

なお、もう一点、区のほうに消火栓のホースの格納庫があるのですよね。あれさびついてもうほとんど使えないというふうなことがあるわけなのですが、あれあっても意味ないので、あれ撤去、区ですのなら区で撤去する。もしも火災が発生したときに、消火栓がありますよね。消火栓が黄色で塗ってあるのです。長瀬町の多分、うちの地区は黄色だったのですが、もう薄く剥がれてきたのですが、あの消火栓があるところに、こういう消火栓という看板が一番安いのだと1,400円ぐらいで売っているのですよね。そういうのも立てれば、消火栓はここなのかというふうなことがわかると思うのですが、あの箱は要らないのなら、区費になるのか、町で補助するのかわかりませんが、撤去してもいいのではないかと。特になぜ全町的にやらないのかということを中心に再々質問します。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 細かい質問につきましては、課長のほうにお願いをしたいと思います。私のほうは、なぜできないのか、なぜやらないのかということをお話をさせていただきます。

できないことはないのですね、これ。実は私も30年ぐらいたつと思うのですがけれども、岩田区の運動公園、あそこで県とタイアップしてやった経験がございます。赤十字奉仕団が出て非常食を配ったという、それからまた担架で負傷者を運んだりというような訓練をした覚えがございます。実は30年度総務課長と、ことしこそやりましょうということで意気込んでおったのですが、なかなかその状況になくて機を逸してしまったという状況でございます。やりたいという思いは十二分にございますので、31年度、やる気になればできるわけでございますから、またこのところはしっかりと詰めてまいりたいと思います。

あと細かい点につきましては、課長のほうにお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、自主防災組織が行政区に何団体あるかということなのですが、自主防災組織自体は各行政区単位でつくっていただいております、ただ井戸地区、風布地区の4地区は1つの自主防災組織になっております関係から、行政区数とは一致していませんけれども、ちょっと細かい数字はあれですけれども、

21団体というような形で、ほとんどの行政区で組織立てはさせていただいている状況でございます。

それで、4月に年度初めに区長会議がありますけれども、その中でぜひ町の公助的な立場だけでなく、自主防災組織で自助・共助という面もありますので、恐らく避難という状況になりますと、まず区長さんの行政区単位でまず避難誘導とかというような形が第一となりますので、そういったことだけでも自主防災訓練ということでやっていただけないかということでお話ししている状況なのですけれども、実際やっていただいている自主防災組織では、5団体ぐらいしかないのが現状でございます。

確かにこの状況ではなかなか進みませんので、町長が言ったように防災訓練を実施して、町主導でぜひ30年度やっていこうということで計画というか進めたわけなのですけれども、今現在埼玉県内の地域の状況を確認いたしましたら、総合防災訓練という形ではやっている地区がなくて、町のほうの主導ではやっていますが、自主防災組織でここで避難誘導訓練とかそういうようなのを地区ごとにやって、同一日ではやっているのですが、そういうような形に進んでいるということで、寄居町がたしか何年か前にやったなということで寄居町の状況を聞きましたら、やはり現在は自主防災組織を対象に訓練にシフトしてしまっていて、その理由ですが、総合防災訓練ですと、公助のPRイベントのようになってしまっているということで、国も県も自助・共助の部分を強調していることから、今現在は実施していないということですので、自主防災組織を絡めた町主導の訓練を今後は考えていきたいと思っております。

来年度4月の区長会議のときにでも、また改めて自主防災訓練を個別でもやっていただけないかということは区長会議の中でも話していきたいと考えておりますけれども、昨年度新たに1つだけ行政区が自主防災訓練をやっていただきまして、そのときは町と消防団と打ち合わせ等を行い、段取り等は町で行っておりますので、難しく考えず実施できると思っておりますので、その辺を強調して実施できるようお願いしてまいります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、簡単にこの件については、もう一点だけといいますか、今課長答弁されましたけれども、自主防災組織の作成は21団体だと。それで、実際に自主防災訓練を実施したのは5団体だというふうなお話なのですが、4月にお願いしたと。確かに区長さんは大変だと思います。お勤めをされている方もいらっしゃるということで、その中でこういうことを、またそんな面倒くさいことをというのがあると思うのです。でも、想定外の災害というのは、どこでも起こっているわけですよね。どこでもといいますか、東日本大震災なんかも、もう来るはずないというところであれだけ大きな災害が来たわけですから、地盤がしっかりしているという秩父地域でも大地震に見舞われるという可能性もあるわけですよね。ないとは断言できないわけです。

もしもそうなった場合に、住民の安心と安全を守るという立場は、やはり町側にあるのではないのかなと。そのときに、いや、これは実はと。結構それは出てきますよね、想定していないのだから。宮城県の大川小学校だってそうですよね。東日本大震災でも、津波訓練をやっていた地区においては誰も亡くならなかったという地区もあるし、あのような大川小学校のような悲惨な事故が起こってしまったということもあると。それで、それが裁判にまでなっていると。これは当然ですよ。

長瀬町で、やはり町当局として安心安全という場合には、この自主防災組織はできたのかと。できたらば、できたということは、区民がそれを承知しなければ、できただけですよ、つくったよと。だから、やはりそれは区長さんから流すというふうなところまで行って初めてできたと言えると思うのですよ。だ

から、そのところ、区長さんには本当大変かもしれませんが、特に私の住んでいる区のように1年に1回しか集まりがない区では、全然そういうことが通じていないのですよ。それで、ひとり暮らしの高齢者がたくさんいるのですよ。だから、そうなった場合にではどうするのだと。もし何か起こったときにということもありますので。これあとは防災避難訓練ですか、ぜひ町を挙げて一斉に。

今課長が、ほかの地域がどうか言いましたが、失礼、ちょっとけなすようで悪いのですが、ほかは関係ないですよ。長瀬町は長瀬町ですよ。ほかの地域がやっているからとかやっていないからとかいうことをやっていたら、いつまでたっても先に進まないと思いますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。それについて簡単に答弁をお願いできればと思います。

あと1点済みません、申しわけないですね。自助、共助、公助、この点については先ほど課長が述べられたように、今一般的に自助・共助が7・2で公助が1だと、災害が起こったとき。自助が7、共助が2、公助が1と。1なのです。1の役割を果たしてもらって、住民にいかに意識づけができるかということのを頭に置いてもらえれば進むのではないかと思いますので、済みません。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） いろいろなお話が出てまいりましたけれども、区長さんお勤めもしていらっしゃる中でいろいろな役目を果たしていただきたいという、町のほうからあれもしてほしい、これもしてほしいというお話をするわけで、本当に申しわけないないつも思っているわけですが。

実は、東日本大震災の後、福島の子倉地区というところにボランティアに参りましたらば、海沿いの地区でございましたけれども、100軒ぐらいあったのでしょうか、その中でたまたまおうちにいらした年寄りが、毎戸に津波が来るぞ、津波が来るぞと毎戸にふれ回って、それでそこの方たちは一人も亡くならなかったというお話をお聞きいたしました。

ふだんお仕事に出られている区長さんもおるわけで、いつもおうちにいるわけではございませんので、そうしたこと、やはりこれが地域のコミュニティかなと思いますけれども、日ごろしっかりとご近所の方たちとコミュニケーションを図りながら、そうしたときにそういうことができたらいいのではないかなと思っております。そうした中で、やはり先ほど申し上げました協議体ができたわけですので、そんなこともこれからしっかりと進めてまいりたいと思っております。

それから、30年度に総務課長とやりましょうという話が出たのですが、できなかったという、本当に残念だったなと思っておりますが、その中で町民の防災意識啓発というのを目的に、埼玉県で行っております防災対策事業の中にもこうした一般向けの事業もございまして、それらも活用しながらこれから検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 都市再生整備計画について、これも町長にお伺いします。

平成26年度から30年度に、社会資本整備総合交付金の助成を受け進められた都市再生整備計画は、計画変更もありましたが、一部を除き本年度で終了になる見込みだと思っております。

そこで、この計画及び個別事業の進捗状況、計画完了後の個別事業の年間のランニングコスト見積もり、当計画と当初個別事業の見込み総額と計画完了後の執行額、個別事業効果の見積もり、見込みについてお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の都市再生整備計画についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、事業の進捗状況についてお答えいたします。平成27年度に蓬莱島公園の整備が完了し、本年度末までに長瀬地区公園、井戸地区公園、本野上地区公園の整備が終了する予定でございます。幹線1号線につきましては、資材の高騰等による当初計画で整備する予定の区間が本年度中に終了しない見込みとなっております。

次に、計画完了後の個別事業の年間のランニングコスト見積もり額についてお答えをいたします。来年度以降各公園を管理するに当たりランニングコストがかかってまいります。経費の削減等を図るため、公園の維持管理を1つの担当で一括で行うことを現在検討しており、来年度の当初予算編成の中でしっかりと整理させていただき、なるべくコストがかからないようにしてまいりたいと考えております。

次に、3でございますが、当計画と当初個別事業の見込み総額と計画完了後の執行額についてお答えをいたします。当初当計画では、平成26年度から平成30年度までで7億6,900万円の整備事業を計画しておりましたが、その後見直しを行い、計画を変更した結果、5億600万円の整備事業となりました。

計画完了後の執行額につきましてですが、長瀬地区公園などの事業が終了しておりませんので執行額は変動する可能性があります。平成30年度決算見込み額までを含んだ執行額は5億886万167円の見込みとなっております。

最後に、4でございますが、個別事業効果についてお答えいたします。当計画を策定するに当たっては、観光入り込み客数の増と40歳未満の若者定住の減少率を抑制することを目標として掲げております。来年度以降、この目標に対してどのような施策効果があったか、外部有識者を交えて評価してまいりたいと考えております。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） まず、この都市再生整備計画には、今年度開所した多世代ふれ愛ベースですか、は含まれていないのかどうかということが1点なのですけれども。これ額を言ってもしようがないと思うのですが、一応、平成27年第1回の変更というふうな数字で私調べてあるのですが、町長の言われたように7億6,900万円と、国費40%というふうなことなのですが、この中には高砂団地の1億8,300万円とか高砂団地解体事業の6,500万円とか含まれてこの数字ではないのかなと思うのですよ。だから、先ほどの5億600万円ですか、については要するに高砂団地ですか、これを抜いた額でこうなったということですよ。7億円から5億円に安くなったということではないということを確認よろしいですね。

多分この額でいきますと、幹線1号線がこれでは今年度終わらないのでプラス来年になるといって、その来年に1年延期した場合に40%国の補助金というのが出るのか出ないのかということがまず1点。

それから、この都市再生整備計画、国のほうへ出した書類とかを私見ましたけれども、一応大目標とか小目標とかいろいろあるわけですが、特に個別にちょっと申しわけありません。

まず、蓬莱島公園なのですが、これ当時の企財課長がこれをつくるときに、3万人の集客を見込みますよというふうなことで言われました。この集客というのは、観光客だけではなくて地元住民も含めて3万人ということですよ。これ一々カウントしていないと思いますが、多分3万人はっていないだろうと。要するに3万人いくには、この雨の日、きょうも82人蓬莱島へ行っただけなのです。1日に82人蓬莱島へ行かないと3万人にならないわけですよ。その3万人という数値をどういうふうに出したのかな。それは質問ではありません。やはり3万人っていないと。

これは、県の補助金で来年度もツツジを植えるというふうなこと、これまだ完成していないからそうい

うことをやるのだというふうな町長の先ほどの私の質問でなくてありましたよね。それで、やはり蓬莱島にどれだけ人が来ているのかと、有効に町民が行って、行った人はいいところだと、観光客の人はきれいな公園ですねと、水がきれいですねとか言われますけれども、人が来ないのではちょっといかがなものか。この公園整備等を続けていく意味があるのかと。

個人的には、これはこうしたほうがいいのではないかというふうな提言ですが、トイレはなかなか清掃等しなければ汚くなってしまふということはあるかと思いますが、その他は蓬莱島に管理だったか何かボランティアという組織ができたというふうなことです。これ長く続かわからないけれども、そこをお願いすればいいのではないですか。町でお金を出さなくてもいいのではないですか。例えばそれやってみると、3年間やってみたらひどいものになってしまったと。ああ、これはやはりもう少し手をかけなければだめとか。要するに費用対効果というのがあるわけですね。効果はお金では蓬莱島は生まれません。多分蓬莱島に人が来たから、あれでお金が、利潤が上がるかということは絶対あり得ないと思います。今の状況では。入場料取ったら人は来ないでしょう。だけれども、あれは人の心を癒やしたりとか、そういうことを含めての公園だと思ふのですよ。ですから、3年それでやってみたら、それでも済むと。蓬莱島公園の条例等もつくってありますけれども、私はそれでやってみるという英断も必要なのではないかなと思いますので、一つ提案として述べさせていただきます。

それから、長瀬地区公園なのですが、長瀬地区公園は今建設中だからどうなるかわからないし、青写真はある程度できて完成間近な段階だと。これ住民の方は、どういふことができるのでしょうかねとか、私もそれほどはわからないですよ、遊具が置かれるそうですよとか、その程度しか、いいかげんなことは答えられませんので。

できたとき、これ例えば1日100人、人が来たとすれば、1年間で3万6,500人ですよ。3万6,500人では、その3万6,500人のうち、長瀬町7,000人有余の人口のうち何%があそこに来たのかと、観光客が何%か、これ調べろと言っているのではありません。と想定はできているのかということ、これは酷なことなのですが、こんなことを言うと怒られるからですが、国土交通省で地方自治体60から70に対して、民間企業とタイアップして、12月27日までに申し込めば、民間企業を活用した事業として展開する補助をしますよというのがありますよね。多分庁舎内当局ではその通知はご存じだと思いますが、場合によってはそんなふうなのにとりというふうなこともできるのではないかなというふうな感じがしています。

あと、小公園と言わせてもらいますが、本野上公園とか井戸公園、これ、これからやりますよね。小さな公園で私が見る限り、上長瀬の地区公園ですか、子供さんのいる倉林の少し向こうに左側にあります。あそこはきれいに整備されているのですよ、不思議なことに。反対側のほう、あの道路の反対側のほうにもあるのですが、そことか今の現在の岩田とか井戸の公園は草ぼうぼうですよ。

そういうのを考えると、その管理の仕方かなというのもあるのです。もしこれをランニングコスト、私どれだけと言いましたが、地区に任せて、地区で、どうせ地区で要望があるからつくるのだから、その地区で管理をするというふうな基本でやっていくということが基本ではないかなと。あれまた町の場合はシルバーさんを置くということがあると思うのですが、草刈りをすると。多分あれ草が生えないほど子供は来ないと思うのですよ。

時間がないので、ゼロ歳から何歳までの人口が幾人とかを調べてありますけれども、今保育園へ行ったり学校へ行っていますので、なかなかそれは集まらないというふうな感じがしますので、その小公園について。

それから、あと、ふれ愛ベースはもうできてしまったのですけれども、あのふれ愛ベースも、ひのくち館と保健センターの行事をあそこへ持ってきているという傾向が非常に強いのですよ。そうすると、全体ではひのくち館の人数がいなくなってしまったと。保健センターの人は、その来ていた人はこの間も脳トレやっていたけれども、その脳トレの人たちはこっち、ふれ愛ベースに来たと。そうすると、それに参加した人の人数は余り変わらないわけです。そんなふうなことについて、もう少し有効利用で、あそこに例えばですよ、小鹿野町ではいきいき館というのがあります。昔の温泉のところですね。あそこへトレーニングのマシンを置いたりとかいうことで、送迎もして地区ごとにぐるぐる回って、要するに予防介護事業ですか。それから、まあまあ中高年の人に健康寿命を延ばすような体力を上げてもらうということをやっています。そんなふうなことをあそこでできないのかと、機械設置してと。

例えばトレッドミルなんかは高いのは四、五百万しますよ。もっとピンキリです。それから、健康器具もいろいろ10万円台、一般的には50万円ぐらいと。50万円の健康器具を10台すれば500万円ですよ。そういうふうなものがあれば、高齢者もあそこへ立ち寄ると。個人で行って、ただし事故があると困るので、それを教えられるような人がいなければと。そんなふうなことはできないのかどうかについてお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

人数のお話をいただきました。長い目で見ていただきたいないつも申し上げておりますけれども、まだまだ浸透していないというような状況の中で、やはり町民、そしてまた観光客の皆様方に知っていただくこと、これが一番かなと思っております。

その中で、これは余談になりますけれども、先日蓬莱島公園あたりは、どなたでしたか、長嶋一茂だったかな、が来て撮影をされたというような話も伺っておりますので、それをテレビで見られた方が、いいところだけでも、どこだろうというので、また来ていただけるのではないかなと、そういった期待も持っているところでございます。まだまだこれから皆様方に浸透して、5年、10年、そしてまた20年たったときに、いいところだなということで皆様方に愛していただけたらありがたいなと思っております。

それから、小公園の管理でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、やはりその地区にございます公園をその地区で管理ということになりますと、これまた区長さんの負担が大きくなるわけでございます、やはりこのところはできる限り町のほうでやっていかなければならないなと思っております。

それから、また費用対効果というお話もございました。費用対効果は、これ先ほどから申し上げておりますけれども、まち・ひと・しごとの計画の中でも、やはり子育て支援ですとか、それから緑の涵養ですとか、いろいろそういった住民の癒やしの場所、そうしたような目的もあるわけでございます、つくつてすぐ費用対効果云々ということにはつながらないのではないかなという思いがいたしております。

3万人の集客という話がよく出てまいりますけれども、そうした目的を持つということは、これは最高にいいことだなと思っております、そうした中でそういうことも生まれてきてくれたらありがたいなと思っております。

それから、健康器具、マシンでも置いてみたらどうですかというお話でございますけれども、小さなお子さん、特に乳幼児も利用する施設でございますので、また収納場所も限られておりますことから、そのような器具の設置は考えておりません。

それだけでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） よろしくお願ひいたします。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、時間もありませんので、幾つかについて本当に簡単に。

長嶋一茂さんが来たと言われた、撮影に来たというふうなことなのですが、これはそういう場合には、蓬莱島の条例で何か申し出を受けるといふことなので、これ申請があったわけですか。たしかそういう条例をつくったと思うのですけれども。それが、例えばテレビで営業にかかわるといふことになると、これは町が知らなかったというふうなことなので、PRはできないことかなと。

あと幹線1号線なのですけれども、これについては先ほど答弁がなかったのですが、補助金が来年出るのかどうかということと、あとことし、完了地点にクイが打ってあるのです。ことしの始まるころと終わりにピンが打ってあります。あれ、途中で切れてしまっているのですよ。だから、あれ途中で切れたのは何か理由があるのかと。今ごろ工事を始めてトラブルが発生したのかどうか、ことし、本年度中にできないのかどうか、そのことについて。それは順番にやっていくのだという簡潔明瞭なお答えをお願いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 時間だけれども。

○5番（村田徹也君） だから私の質問は終わりです。

〔発言する人あり〕

○議長（染野光谷君） 時間ですが。

○町長（大澤タキ江君） でも、回答したほうがいいですよ。回答したほうがいいですよ。

○5番（村田徹也君） したほうがいいです。

○町長（大澤タキ江君） 代表だから、では私がやります。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○町長（大澤タキ江君） 議長。

○議長（染野光谷君） 町長と、どっちでもいいや。

○町長（大澤タキ江君） 私が先に言います。村田議員の再々質問ですが、各課長から回答させていただきます。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。ではないのか、まだか。

産業観光課長。はい、ご苦労さん。

○産業観光課長（南 勉君） 村田議員のご質問にお答えします。

条例上許可できるかということなのですけれども、これプロモーションの関係は観光協会のほうに委託してありまして、観光協会のほうから町の観光課のほうに問い合わせがありまして、PRをしていただけるのでしたら許可しましょうということで許可を出しております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩でしょう。まだか。

建設課長。

〔発言する人あり〕

○議長（染野光谷君） 時間が切れてしまったのです。だから、まあいいや、いいや。

〔議長から言っているのだから、議長の言うとおりで〕と云う人あり〕

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 幹線1号線の関係のことは、私のほうでお答えさせていただきます。

ピンが入っているということだったのですが、それはちょっと意味がよくわからないのですが、センターというのがずっと入っていますので、それは計画されている1,210メートルとか、そこまで全部入っていますので、今年度やる部分については今年度の設計の中でやるようになっております。今やっているところの工事を今やっているところでございます。

〔またあそこで終わりということ〕と云う人あり〕

○建設課長（坂上光昭君） そうですね、今やっているところの川側に擁壁が入っていると思うのですが、その部分ぐらいで今やっております。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

幹線1号線ですが、来年度は今回の社会資本整備総合交付金は使えませんので、工事を進める場合につきましては、町の一般財源を使用して工事を進めてまいるということとなります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時10分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（染野光谷君） 次に、1番、井上悟史君の質問を許します。

1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） 1番、井上です。平成31年度予算編成について町長に伺います。

平成31年度の予算編成が着々と進められていると思います。

そこで、平成31年度の予算編成の中で、重点的に取り組む施策はどのようなものか伺います。

また、町有地が有効的に活用されていないと感じますが、平成31年度の事業において、どのように有効活用を進める考えがあるのか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 井上議員のご質問にお答えいたします。

初めに、平成31年度の予算編成の中で、重点的に取り組む施策についてのお答えをいたします。

まず、当町の財政状況についてですが、平成29年度決算状況においては、将来負担比率は改善いたしました。経常収支比率及び実質公債費比率は悪化しております。また、自主財源の柱である徴税収入は、生産年齢人口の減少等により平成21年度以降減収となっており、大幅な回復は見込めない状況です。

そして、財政調整基金についても、前年度同時期と比較すると約5,000万円減少しており、非常に厳しい財政状況が続いております。

そのため、各所属に配分する一般財源額の圧縮や、決算において多額の不用額が出ている事業の見直しを必ず行うことなど、漫然と既存事業を実施することがないように、職員一人一人が厳しい財政状況を十分認識し、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に置き、来年度の予算編成に当たっております。

そして、第5次総合振興計画及びまち・ひと・しごと総合戦略に基づきまして、引き続き少子化対策、定住対策など、重要な施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、町有地の有効活用を進める考えがあるのかについてお答えいたします。

町有地の有効活用は、財源確保の観点からも大変重要であると考えております。しかし、町有地の中には、町道に面していない土地などもあり、民間への売却や貸し出しは非常に難しい状況となっております。現時点では有効活用をすると申し上げることはできませんが、よい手法がないか検討をしております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） では、次に、若手職員の育成について総務課長に伺います。

近年若い職員がふえているようです。また、新しく入ってきた職員の中には、今まで長瀬町内に居住していない職員も多いと聞きます。その職員が長瀬町に愛着を持ち、仕事に取り組んでもらうことが町の発展につながると思います。

そこで、若手職員の育成をどのように進めているのか伺います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、井上議員の若手職員の育成についてのご質問にお答えいたします。

井上議員のご質問のとおり、ここ数年退職者が多いことから、若手職員がふえ、職員の世代交代が急速に進んでいるところでございます。

また、職員採用試験の受験者も、町内在住者または町内出身の方が少なく、合格採用となる職員は町外出身の人がふえていることから、採用試験の受験案内には、採用後は町内に在住して活躍してほしい旨の記載はしているところでございますが、家庭の事情などにより町外に住む職員がふえているのが現状でございます。

このような現状の中、若手職員に長瀬町に愛着を持って仕事に取り組んでもらうことは大変重要なことでございますので、毎年度町内の小中学校に赴任した教職員を対象に実施している現地研修会に、新規採用職員も一緒に参加させてもらっており、町内にある各種文化財等を見学し、郷土に対する理解を深めていただいているところでございます。

そのほか、地域住民の方々との交流を深めるよう、社会福祉協議会が主催している福祉バザー、商工会青年部が主催していますふれあいフェスタ等の各種イベントの手伝い等にも、若手職員を積極的に参加させるようにしており、平成26年度からは消防団活動も、男性職員のみならず、女性職員も女性団員として入団するようにしております。

町外出身者であっても、長瀬町が好きで職員になった人が多いわけですから、一般的な実務能力の向上を目的とした研修とともに、さらに郷土愛を持ってもらえるように人材育成の充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） 愛着を持つ活動の一つとして、長瀬町内にある各ボランティア団体に参加し、一緒に仕事することも効果があると思いますが、また若手の人がボランティアに出てもらうと仕事の効率もよくなると思います。

ここで、団体に参加するようにすることはできないか伺います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 井上議員の再質問にお答えいたします。

長瀬町内にあるボランティア団体等の入会ということのご質問でございますけれども、役場のほうで強制的にという形ではなかなか難しいですけれども、各種団体のほうも活動には苦慮しているという状況はお伺いしておりますし、町の特別職の中にもボランティア的な活動を行っている組織もございます。そういった中で、各種活動に理解していただくような形で、若手職員にこういうボランティア組織があるというような情報は役場のほうで提供できると思いますので、職員のほうに情報提供を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次に、2番、田村勉君の質問を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 質問いたします。

本来生活保護を受給できる状態でありながら保護を受けていない人が多いというふうに言われています。私は、生活保護に関する周知が不足しているのではないかというふうに感じていますが、そこで、長瀬町の保護受給世帯の過去5年間の推移と生活保護を受給するための周知、これはどのように行われているか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町の保護受給者世帯数の過去5年間の推移と、生活保護を受給するための周知に関してのご質問でございますが、生活保護制度は、生活しているうちに病気やけがなどにより働けなくなったり、働き手が死亡するなど生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の事例に基づき、資産や能力等を活用してもなお生活に困窮する方に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援することを目的とした制度でございます。

生活保護の窓口は、議員もご承知のことと思いますが、長瀬町の場合は埼玉県が保護の決定と実施を行っており、窓口は秩父福祉事務所となっております。町では、生活困窮等の相談を受けた場合、その内容について、窓口である秩父福祉事務所に連絡しております。

当町における保護受給世帯数の過去5年間、各年4月1日現在の推移でございますが、平成26年27世帯、平成27年27世帯、平成28年29世帯、平成29年34世帯、平成30年30世帯となっております。

また、生活保護を受給するための周知でございますが、保護の決定と実施は町の事務でないことから、町としてホームページで周知はしておりませんが、支援を必要とする方が相談に来ていただけるよう周知を行うとともに、関係部署、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

なお、現在では、生活困窮者自立支援法により、保護に至らない段階からの支援を行うため、また生活保護に至らない場合でも、生活困窮者自立支援法により問題が深刻化・複雑化する前に自立に向けた支援を行うため、その実施主体である県、受託事業者である県社会福祉協議会等がその周知を行っており、町でもチラシの窓口配布や相談があった場合、アスポート相談支援センター秩父出張所の案内を実施し、周知に努めているところでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ご承知のように安倍政権は、ことしの10月から、生活保護世帯およそ7割で生活補助の引き下げを強行しました。18年から20年にかけて毎年10月に段階的に生活補助を引き下げ、国と地方全体で210億円余りが削減されると、こういうふうな実態になっています。恐らく長瀬も影響を受けることは間違いないと思うのですね。

これに対して利用者から、もうこれを撤回してくれという審査請求というのが出されています。これは最近なのですけれども、埼玉新聞の11月28日、171世帯が県に審査請求というのを出されています。ちょっとその関係するところだけ読みますと、「県内の生活保護受給者が27日、171世帯分の審査請求書を県に提出した」と。この審査請求書では、「本来なら生活保護を受けられるはずなのに、何らかの理由で生活保護を受けていない低所得者層に合わせて生活保護水準を引き下げるとするのは不適正な方法だ」というふうに指摘しています。

今、先ほどの統計、報告をもらいましたけれども、やっぱり長瀬でも生活保護世帯がふえているという状況の中で、こういうことが起きているわけです。今町長も述べましたように、憲法25条生存権、これちょっと読みますと、「全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と。2は、「国は全ての生活不便について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と。これが憲法25条、いわゆる生存権と言われているものなのですけれども、この生存権に基づいて生活保護法というのがありますよね。その生活保護法の第1条では、こういうふうにかかれていているわけです。「日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と。それから、第3条では、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持するものでなければならない」と、こういうふうに述べられているわけですね。

そういう本来生活保護というのは、国が生活困窮者に対してやらなければならないことですね。それが実態としては、生活保護を受けて、その基準にある人の中で実際に生活保護を受けているのは、15%から二十数%というふうに言われているのですね。これは捕捉率というふうに言うらしいのですけれども、要因はいろいろあるのですけれども、一つは、生活保護というのは、いわゆる本当に困っている人が、そういう人が受けるものだということがあって、もう一方で、生活保護を受けるのは恥だと。あの家は生活保護を受けているというので、やっぱり生活保護に対するマイナスイメージといいますか、憲法で保障された権利として見るのではなくて、やっぱりお国の世話になるとか、そういう風潮があると。これが、いわゆる行政の側から吹聴されている面もあると。

幾つか、例えば近くの例では、小田原のジャンパー事件というのをご承知でしょうか。生活保護課が「なめんなよ」とか何とかというやつを書いて、生活保護を受ける人に対して威圧的なものをするとか、あるいは北海道のほうでは、母子家庭の中で生活保護を受けられなくて餓死してしまったと。それから、もう

一つは、どこか、男の人なのだけれども、最後に餓死してしまったのだけれども、そのとき紙に書き残したのが、「おにぎりを食べたかった」と書いてあったというわけですね。だから、その背景というのは、やっぱり生活保護を受けるのは恥だ、そういうふうなことがあるし、それから周知がやっぱりちゃんと徹底されていないという問題もあると思うのですよ。正当な国民の権利として、そういうことをやっぱり自治体の側から知らせていくということが非常に私は大事なかなと思うのですね。

あとよく言われるのは、水際作戦というやつで、行政の側が、申請をする、生活保護を受けたいとって来た人に対して、いわゆる受け付ける前のところで、受け付けをしないようにさせるという水際作戦というのが、町長ご存じかもしれませんけれども、あるのですよね。なるべく生活保護を受けさせないという方法なのですね。それは、やっぱり非常に、本来の憲法からの精神、25条の生存権の精神からいったらやっぱりまずいので、そういうことがないようにすると同時に、やはり生活保護を受けやすいように、さっき町長が言ったのは、町村は直接ないという。確かに町村は、県が直轄する福祉事務所、だからこちらの秩父のほうで言えば、秩父福祉事務所ですね。ここと連携をとりながらやるということなのですけども、それは町長が言ったように、町村にはそういうことを受け付けるあれがないと言ったけれども、そうではなくて、町村も福祉事務所に対して知らせることが必要だと。知らせなくてはいけないと、町長は。というのがあるでしょう。これは生活保護法の第7条か何かだと思ったのですけれども、そういう点から見ても、いわゆる国保が、要するに健康のための一番の最低のネットワークだとすれば、生活保護というのは、人が生活する、まず最後、生活して生きていく上での最後のセーフティーネットワークではないかというふうに思うのですけれども、今行っている、町として福祉事務所と連携して生活保護の知らせ方、これなんかは具体的にどうなっているのか。これが一つ。

それから、もう一つは、長瀬町のいわゆる生活保護基準に至っていない世帯は何世帯あるのか。この2つをちょっと教えてもらいたいと思うのですけれども。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、保護の決定は埼玉県秩父福祉事務所で行っていただきますけれども、町にご相談をいただいた場合には、速やかにそちらに連絡をさせていただいております。

また、保護に至らない場合でも、平成27年に施行されました生活者困窮者自立支援法により、問題が深刻化、複雑化する前に自立に向けた支援を行うことから、アスポートの案内を実施しております。先ほどもお答えさせていただきましたけれども、皆野町にごじますアスポート相談支援センターというのがございまして、そちらのほうに案内をさせていただいております。

なお、法施行以来、毎年、県、受託者、町の理解を深め、連携を図るための会議を開催しており、早期発見、把握を行うための連携が重要であることから、町側も健康福祉課を初め、税務課、町民課、産業観光課、教育委員会及び民生委員協議会、社会福祉協議会が出席をして連携を深めているところでございます。

先ほどお話がございましたけれども、やはりそういう方たちを早期発見をするためにも、コミュニティの構築、ご近所とのおつき合いというのが大事でございますし、また民生委員さんの存在というのも大変重要になってくるものと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番(田村 勉君) 済みません。私の質問の2つ目。生活保護。基準に達していない世帯はどのくらいあるかと。

○議長(染野光谷君) 町長。

○町長(大澤タキ江君) 基準につきましては、健康福祉課長のほうから。申しわけありません。

○議長(染野光谷君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(中畝康雄君) それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

基準というふうなお話ですけども、これに関しては、所得だけの例では非常に難しい問題でございます。それから、不動産を持っているとか、預貯金であるとか、親等からの援助等、毎回毎回相談に来るケース、ケースごとに全く内容が異なりますので、安易にどのくらいいるかというような形での把握はできないというのが現状でございます。

以上です。

○議長(染野光谷君) 2番、田村勉君。

○2番(田村 勉君) 2番、田村です。ちょっと私の聞き方が悪かったかなと思うのですが、世帯の種類によって違うと思うのですよね。今現在生活保護を受けている家庭の世帯の大きい部分、高齢者単身、これが大きいのですよ、かなり。それから、障害者の世帯も大きいと。続いて、母子世帯なんかがあるわけですけども。

例えば高齢者単身で幾らなのかというのは、これは当然出るわけですよ。たしか長瀬は3級の2だったか、2か、よくわからないけれども、要するに地域別にいわゆる生活の水準を決めているわけですよ。そういうので、1類と2類とを合わせて、あといろんな加算はありますけれども、その2つでいったら幾らなのか、これは出るのではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長(染野光谷君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(中畝康雄君) それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

年度別の生活保護受給者の母子であるとか高齢の内訳ということでお答えしたのでよろしいでしょうか。30年度現在、32世帯が保護世帯となっております。うち母子世帯は3、割合ですと9.4%、高齢が12、37.5%。これは単身も高齢者だけの世帯も含みます。その他が17%、53.1%でございます。その他には傷病、けがとか病気、それから障害という方が含まれております。

以上でございます。

○2番(田村 勉君) 議長、ちょっと疑問なのですけれども、私が聞いたのは。

○議長(染野光谷君) 2番、田村勉君。

○町長(大澤タキ江君) 私が補足します。

○議長(染野光谷君) 町長。

○町長(大澤タキ江君) それでは、私のほうで補足をさせていただきます。

モデルケースですとか、いろいろそういう所得水準だけでは判断ができない。先ほども課長のほうからお話ございましたけれども、その中で介護保険料の所得で段階別の被保険者の場合ですと、第1段階生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、または合計所得金額プラス課税年金収入額80万円以下の者は全被保険者の13%程度ということで、こうした計算を例としてさせていただきます。よろしいでしょうか。全体というわけにはまいらないと思います。先ほどもお答え……。

○2番(田村 勉君) 世帯数というのは出ないのかね。世帯数で。

○町長（大澤タキ江君） 世帯数。だから、そういう大体、先ほど世帯数は申しあげましたよね。そういう方たちが、ただいま私の申しあげました介護保険料のそういった保険者の中では、程度として約350人程度ということです。

○2番（田村 勉君） 要するに生活保護基準に達しているけれども、生活保護を受けていない人が350人。

○町長（大澤タキ江君） そうですね。達していないということではないですよ。達しているのですよ。

〔「年金が、必ずしももらっていない人がそれだけいる」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そう。達しているのですよ。だから、そういう方たちに対してということですね。だから、32世帯。世帯はね。

○2番（田村 勉君） 生活保護を受けている人でしょう、それは。

○町長（大澤タキ江君） 受けている人です。ええ。

○2番（田村 勉君） 生活保護基準に達しているけれども、生活保護を受けていない人がどのぐらいいるかと。

○町長（大澤タキ江君） 受けていない人はわからない。

○2番（田村 勉君） そこを聞きたいわけです。

○町長（大澤タキ江君） それはちょっとわかりません、そちらにつきましては。だから、そういう方にぜひそうした相談に来てくださいということでアスポーツ支援センターというのができまして、そちらで相談をいただくということになっています。それから、また困り事、心配事相談も町のほうでやっていますので、そういうときにご相談に来ていただきますと、いろいろとそういう相談にも乗るということになっております。

それから、先ほど申しあげましたとおり、地域コミュニティをしっかりとさせていただき中で、民生委員さんですとか、そういう方にちょっとご相談をしていただいたりとか、そういうことをしていただかないと、例えばこちらのほうで大変だけれども、どうですかという問題では私はないと思います。こちらのほうからどうですか、どうですかという問題ではなくて。

○2番（田村 勉君） わかりました。

○町長（大澤タキ江君） ご本人のほうから、それはぜひお話しに来ていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

〔「どうも済みません」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 関係ある方が質問してくださいね。

○2番（田村 勉君） そうでしょうね。こっちからお宅は生活保護を受けませんかというふうな問題ではないだろうと思うのだ。

○議長（染野光谷君） はい、次。次、行きます。

〔「次の質問」と言う人あり〕

○2番（田村 勉君） だけれども、やっぱり……。

○議長（染野光谷君） はい、次。

○2番（田村 勉君） そういう制度があるということを知らせるということは、やっぱり自治体の責任だと思うのですよね。町の責任だと思う。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） はい。

○議長（染野光谷君） 次に行ってください。

○2番（田村 勉君） そうですか。そういうことで、では1番についてはそういう質問で、2番目には移りますね。

年金を主な収入源とする高齢者や生活基盤が不安定な人が多い国保の被保険者からは、国保税が高い、こういう声が上がっています。

そこで、ことしの6月議会定例会で国保税軽減について同様な質問をしたところ、「町全体の財政バランスや国保に加入していない方との負担の公平性から難しい。健康増進事業を積極的に推進し、国保税の上昇を抑制します」と答弁がありました。さらに、第3子以降の多子減免制度に関する軽減策の質問に対する答弁では、県内で6団体が実施とのことでした。

その後、近隣町を軽減策について調査したところ、皆野や小鹿野で多子減免制度に関する軽減策を実施すると聞いています。

近隣でも状況が変わってきていることから、長瀬町でも多子減免制度などの軽減策の検討を進める考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

国保税の軽減策についてのご質問でございますが、6月の定例会でもお答えいたしましたとおり、現状では新たな負担軽減策の導入は考えておりません。

議員もご承知のとおり、今年度から国保の運営主体が県となり、国保税率等につきましても、県から基準税率の算定、公表が行われ、その内容を考慮した上で、町で負担割合を決定する必要があるため、独自の軽減策を導入するには、軽減分をどこかで負担することになります。

また、県による激変緩和措置につきましても、平成35年度までの期限つきで実施されておりますが、それ以降は、新たな支援策が創設されない限り歳入が減少するため、現在の税率や算定方式がいつまで継続できるか不透明な部分もございます。

町といたしましては、こうした状況を踏まえ、引き続き近隣市町村の動向をしっかりと見きわめ、県が示す標準的な算定方式である2方式への移行も視野に入れながら、当町の実態に即した税率設定や負担軽減策の導入を慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 前のときも私触れたかもしれませんが、国保税というのは、やっぱり負担感が非常に大きい背景は、協会けんぽなどと比べてみて、やはり非常に所得に対する割合が高いわけですね。特に協会けんぽなんかにはない、いわゆる均等割とか、それからもう一つは何でしたか、家族割ですか、そういうのは協会けんぽにはないのですよね。子供が1人、2人、3人とふえるたびに、均等割というのはその分ふえるわけですよ、家庭の負担が。これは、いわゆる今町を挙げて、あるいは国全体も挙げて少子化を何とかしようではないかと言っているときに、これに対して見直しをしないと。全国的には、北海道でも、あるいは宮城県の仙台だとか、あるいは埼玉県の中でもそういう方針、大きな流れ、少子化を何とかしようではないかという流れの中でそういう方向が広がってきて、それがもうこの秩父の中にも来ると。私の聞いたところでは、隣の皆野や、それから小鹿野などでも、今度の議会かな、それかあるいは

3月になるのかな、そのときにそういう第3子の減免の方向を出すというふうな話も聞いているのですよね。

だから、予算があったり、いろいろと配分はあったりするでしょうけれども、そのところは全体の流れとして少子化を防ぐ、食いとめていくという上では、大事な家庭の負担を軽くするものだと思うので、ぜひこれは町長考えていただいて、今回ではなくても、次の回でもそういうふうな方向を検討していただきたいということをお願いしたいと思います。それに対する前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

皆野町、小鹿野町で多子世帯の減免を実施するというお話を聞いているということですが、先ほどもお答えさせていただきましたが、県から標準税率の算定、公表が行われ、その内容を考慮した上で町で負担割合を決定する必要があるため、独自の負担軽減策を導入するには、軽減分をどこかで負担をする必要が出てまいります。ですので、引き続き近隣市町村の軽減策に対する動向をしっかりと見きわめ、県が示す標準的な算定方式である2方式への移行も視野に入れながら、当町の実態に即した税率設定や負担軽減策の導入を慎重に検討してまいりたいと考えております。

今、ご承知のとおり長瀬町は4方式でやっておりますので、こちらを県の意向でございますので、いずれは2方式にしなければならない時期に来ております。その中で、また検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○2番（田村 勉君） これ以上、話がもうあれでしょうから、次に進みたいと思います。

今度は……。

〔発言する人あり〕

○2番（田村 勉君） 2番、田村です。済みません。どうも。

○議長（染野光谷君） はい。2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今度は3つ目なのですが、これは教育長のほうにお伺いしたいと思うのですが、通学路のブロック塀の問題。平成30年だから、去年ですね。

〔「ことしです」と言う人あり〕

○2番（田村 勉君） ことしか。6月に発生した大阪府の北部を震源とする地震、震度6弱で、高槻市の小学校4年生を含む2名がブロック塀の倒壊で犠牲になりました。

しかし、ただの痛ましい事故に捉えず、教訓を当町は生かす必要があるのではないかとということで、児童生徒の安全を確保するために通学路全体のブロック塀の調査が必要と思われませんが、その考えがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 田村議員のご質問にお答えをいたします。

大阪府北部地震によりブロック塀が倒壊し、2名のとうい命が奪われ、その中で登校中の小学4年生の児童が巻き込まれたことについて、本当に残念な思いでいっぱいです。

倒壊したブロック塀が小学校のプール沿いのブロック塀であったことから、その被害の後には、文部科学省から学校施設におけるブロック塀の安全点検を行うよう依頼があり、町内各小学校・中学校において、学校教職員とともに点検を実施いたしました。

当町の学校施設内には、倒壊を危惧するブロック塀はなく、その旨につきましては県を通して国に報告済みでございます。

さて、質問のありました通学路のブロック塀の調査についてですが、8月から教育委員会の職員による現地調査を行いました。

内容としましては、ブロック塀の高さやひび割れ、傾きぐあいなどを確認し、必要に応じて写真撮影等も行っております。現在は、そのデータを通学路を記した長瀬町の全図にブロック塀の位置を落とし、危険と見られるブロック塀には赤色のマーキングをするなど、整理を進めているところでございます。

今後は、点検状況がまとまりましたら、各学校に周知して情報の共有を図るとともに、児童生徒への防災、または交通安全指導にも活用してまいります。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今調査中というお答えだと思うのですが、県内でも自治体によっては補助金を出していると。これ狭山ですね。それから、もう一つは、これはどこだ、新座で補助金を出していると。そういうのをあれするためですね。国会でも、我が党の畑野議員が、この問題について柴山文科相に質問をいたしまして、国としても何とかしなくてはいけないのではないかと言ったならば、通学路のブロック塀対策について質問して、国土交通省の小林靖大臣官房審議官は、「通学路を含む避難路のブロック塀の耐震診断を義務づけるよう政令を改正し、撤去も含め、財政支援を行う」と答弁していると。これは町長が最初に挨拶したときに述べていたと思うのですが、そういうふうにも乗り出しているということなので、ぜひこの調査をした上で、行政の側としても安全に通行できるように処置をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

ただいま、いろいろ補助金等のお話がありました。これから関係各課と煮詰めながら、子供たちの安全安心の通学路ですか、確保に努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○2番（田村 勉君） 終わります。

○議長（染野光谷君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問いたします。通学の安心安全について教育長にお伺ひいたします。

小中学生の安心安全な通学を確保するには、先生方や保護者、地域の方々による見守り活動や子ども110番の家、重いランドセルの軽量化などが考えられますが、次の3点についてお伺ひいたします。

1、毎日の見守り活動の方法と見守り活動をしている人数について伺ひます。また、見守り活動は十分な体制と考えているか、見解を伺ひます。

2、非常時に駆け込める子ども110番の家を始めて20年以上経過します。最近では、協力者への依頼や子供たちへの周知もできていないように感じます。子ども110番の家は子供の通学の安全確保に重要な手段と考えますが、協力の依頼と周知徹底、目立つ標識の設置を考えていただけますか。

3、通学ランドセルの中身や教材バッグ等が重いため、低学年の児童には負担が重過ぎると感じます。同一教科の1日2時限化、教科書や教材の学校保管、教科のバランス的な組み方、工夫等で軽負担化を考えていただけますか。

以上、お伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の見守り活動についてですが、新井議員には毎日の見守りをさせていただいておりますことに感謝申し上げます。毎日の見守り活動の人数につきましては、子供たちの保護者や地域の方がそれぞれの場所で行っているため、第一小学校、第二小学校とも、正確な人数を把握することは難しい状況です。例えば小学校低学年の子供がいる保護者は、通学班の集合場所まで見守りを行っていたり、通学班が踏切を渡るまでは一緒に付き添っていたりしております。

現在町では、防災行政無線による下校時の見守り放送を低学年の下校時刻に合わせて行っております。地域の住民の中には、この放送を合図として、通学路や自宅付近において、帰ってくる子供たちを見守っている方もおります。また、各学校区域ごとに学校パトロール隊が結成されており、両校とも約30人ほどの隊員の方がおります。この学校パトロール隊は、民生委員、交通指導員、学校応援団関係者、スクールガードリーダー経験者の方たちにより結成されているものです。学校からは、子供たちの下校時刻表を配布し、情報交換も行っております。さらに、青少年健全育成成長瀨町町民会議の構成員団体の方にもご協力をいただき、挨拶、声かけ運動も実施しております。

このようなことから、当町では地域ぐるみで見守り活動を実施しており、大勢の方にご協力をいただいているところです。

今後も子供たちの安心安全の確保のために、さらなる充実を図り、見守り活動を推進してまいります。

次に、2点目の子ども110番の家についてですが、子ども110番の家は、地域ぐるみで子供たちの安全を確保することを目的として、身の危険を感じたときなどの緊急時に安心して助けを求め、駆け込める場所として、個人宅、店舗、事業所等に協力を依頼して設置しております。

当町におきましては、現在第一小学校区域では約120件、第二小学校区域では約64件登録されています。その管理運営については、各小学校が主体となり行っているところであります。

協力者への依頼や周知については、第一小学校では、当初の登録以後は行っていないませんが、今後は登録者への再確認等を行うよう進めてまいります。

一方、第二小学校では、年度初めに登録者への継続依頼や、毎年学校だよりに新規登録依頼の記事を掲載し、住民の方に周知を図っております。また、児童全家庭にも新規登録の依頼文を配布しています。

子供たちへの周知につきましては、不審者対応訓練や、下校指導のときに口頭にて、第一小学校、第二小学校とも行っております。

目立つ標識の設置につきましては、現在使用している黄色のプレートを引き続き使用していきたいと思っております。

今後は、定期的に登録者や登録店舗などの見直しや、登録場所を地図に落とし管理したり、埼玉県警察で作成しております子ども110番の家、地域で守る子供の安全対応マニュアルなども活用し、地域ぐるみで子供たちの安全を守っていくボランティア活動のさらなる充実を図ってまいりたいと思っております。

最後に、3点目の児童のランドセルの中身の携行品についてですが、児童生徒の携行品の重さや量への

配慮については、従来からさまざまな取り組みを行っているところです。

しかし、以前に比べ教科書が大きくなったり教科数が増加したりと、児童、とりわけ低学年の児童にとっては大きな負担となっています。児童のランドセルの平均的な重さは、7キログラム程度あると言われていています。この点、今年度9月6日に文部科学省からは、学校ごとに必要に応じ適切な配慮を講じるよう事務連絡がありました。

長瀬町の小学校では、1、教育課程や時間割の工夫、2、教科書の保管等を実施しています。例えば夏のプールの時期には、水を含んで重くなったプールバッグと他の道具を一緒に持ち運ぶことがないように、月曜日や金曜日にはプールの授業を入れないといった工夫です。ただし、他の学年との折り合いもあるため、常によい条件が確保できるわけではありません。基本的には、低学年の学級が優先されています。

今後は、文部科学省からの指示等を重く受けとめ、児童の体の健やかな発達のために、各学校がさらに適切な配慮を講じることができるよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 細かく答えていただきましてありがとうございました。

実際、一小関係で120戸、当初に依頼したままというふうなことでありますけれども、実際のところ最近、通学路沿い等に住宅も大分ふえてきました。そういうふうなところを見ると、この家はあるのかな、この辺よくおじいちゃん、おばあちゃんいたりするけれども、何かあるかなと思うと、何も無い状態であるのがほとんどなのです。本当に子供に聞いてみても、すごい飛び飛びにある、知っているというぐらいいのところでした。そんなこともありまして今回質問を出させてもらったのですけれども、やはりしっかりと見守り活動をさせていただくとかいうことは非常に大事なことであるという。また、この110番、先ほど言ったのは、110番の家の表示なんかですけれども、ですから、そういうのを昔受けたけれども、何の挨拶もないというふうに言われたりした家もありました。そんなこともあったので、この質問が出たわけです。

皆野町なんかでは、教育委員会から依頼して作成したと思われる、道沿いに、道路沿い、通学路に、「注意、通学路」と書いた大きな立て看板が至るところに立っているのです。そして、その下に何が書いてあるかと、皆野町教育委員会というふうな形で書いてある。だから、教育委員会がそういうふうな配慮もしているといいますか、そのほか学校ごとに、小学校の校区ごとに校名を入れたりしながら、PTAとかで一緒にやっぱり立て看板をつくって道々に置いているというふうなことで、非常に注意を呼びかけ、またそれと同時に、防犯にも役立っているのではないかなというふうな感じがいたしました。そういうふうな上から、ぜひいろんな面ではっきりとしっかりとしたものをつけさせてもらう。

寄居町全部か、それとも男衾地区かよくわかりませんが、男衾地区を走りますと、結構大きな黄色い旗で110番の家なんか結構あちこちに、もう軒並みかかっているような状態で、そういうので、結局あそこは非常に子供もふえているし、言ってみれば、地元民でない新しい住民も多いところなのですけれども、そういうふうな配慮もされています。いろんな面で呼びかけをして、一人でも多くの人に協力していただくという体制でいるようでありますので、その辺のところを新築家庭なんかも含めてお願いしていただきたいし、先ほど聞いていますと、一小のほうは当初依頼したままのような状態ですけれども、二小のほうでは年度ごとにいろいろ継続をお願いしたり、また募集したりとかしているような話もあります。せっかく二小でそういうふうな関係でやっているのであれば、そういうふうなことに一小のほうにも応用して、

さらにしっかりとやらせてもらうのがいいかなと思います。

あと、最近は、ちょっと話ずれてしまうのですけれども、この間12月の回覧板に、長瀬教育というものが入ってきました。これが今度、さらに31年度から非常に長瀬コミュニティスクールを始めますということであるのですけれども、幾らかまだ計画の段階であるということですのでけれども、来月にはいろいろと発表したいということですのでけれども、幾らか粗筋についてお話いただけたらありがたいなと思います。

それと、一つだけ。最近国道沿いの歩道が大分整備されてきました。そういうふうなことから、これから通学路というものを非常に少し見直せてくるのではないかというふうにも思えるのですね。今上長瀬の一番端から来ている子は、踏切を4回越えるというような状態になっています。そういうふうなこともありますので、いろんな面で通学路の関係からそういうふうな状態になっているのですけれども、それを何か変えるとか、工夫することがあるのではないかなという、できるのではないかということで、ちょっと提案と質問をさせてもらうのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 新井議員の再質問にお答えをいたします。

よくまとまっていませんので、あっち行ったりこっち行ったりするかもしれませんが、いずれにしても、子供たちの登下校について、まず第一は、安心安全に心がけて見守り活動等を続けていきたいなと考えております。

そして、第一小学校については、しばらく110番の家の整備等は行っておりませんでしたので、これを機会に見直しをしてもらうよう指導をしているところでございます。

それから、通学路等について、表示につきましては、今のところ子供110番の家の表示を新しくしたり、さらに更新をしたりするよう今準備をしているところですので、よろしくお願いしますと思います。

それから、議員さんにも毎朝子供たちの見守りをしてもらっていますけれども、本当に町内のいろいろな方々が目立ってはいないけれども、陰に隠れてというのでしょうか、玄関に顔を出して、子供たちの見送りだとか、お迎えだとか、いろんな面で活動をしてもらっている方がありますので、子供たち今のところ大きな事故もなく、けがもなく登下校ができていないかなと、本当に感謝する次第でございます。ありがたいことです。

それから、ちょっと出ましたコミュニティスクールのことですのでけれども、まだ具体的には細かく決めてありませんので、また何かの機会にお知らせできればいいなと思いますが、このコミュニティスクールにつきましては、地域の皆様方に学校に協力をさせていただいて、子供たちの健全育成に役立てようというふうな考えで取り組んでおります。

まず第一は、私は、ふるさと教育を中心にやっていこうかなと。子供たちが日常の教育活動の中で、例えば文化財等の勉強を通して長瀬町が好きになるように、そして大きくなって、やがてまたふるさとへ戻ってこられるよう、そんなような希望があるのですけれども、うまくいくかどうかわかりませんが、一生懸命頑張っていきたいと思いますので、またその節はよろしくご指導、ご鞭撻をいただければありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） いろいろとご心配、ご配慮をいただいてありがとうございます。

たしかことしに入ってからでしょうか、3時に、下校時間に見守りありがとうございますということで、子供たちが元気な声で呼びかけているのを聞いて、町民も逆に本当に元気をもらっているとか、またやっ

ぱりあの声に誘い出されるなということと、非常に子供たちがはっきりしかりとした口調で述べている。本当に感心して、長瀬の子はすばらしいなということで町民も感心して、ちょうど子供たち一人一人が、ある意味で一生に1回しかない発表の場なのかもしれないです、公で公共放送を使って。そういうふうなことでありますけれども、非常に晴れ舞台を感じさせるようなはっきりした放送をされていて、町民も大変喜んでおりますし、そういう意味で、地域全体で一人でも多く事故のなく見守られていけたらいいなというところでもあります。これからも一生懸命お互いに努力させていただき、また行政でできるところはしっかりとやっていただいて、事故のない安心安全な町にしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○議長（染野光谷君） 次に、8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 8番、大島瑠美子です。大きな声で言います。

1、郷土資料館の入館者数について教育次長にお願いします。

観光地長瀬がメディアに報道され、連日のにぎわいに加え、9月に藤崎惣兵衛商店のサカグラ、サケグラ、シュゾウ、どっちだか3つ、読むのですけれども、どれだかわかりませんので、はっきりしたことがわかったら教えてください。それから、新たな観光スポットとして注目されています。

そこで、隣接している郷土資料館の入館者数に影響があったのか伺います。

また、郷土資料館と酒蔵の駐車場利用の区別がはっきりしていないように感じますが、駐車場内の事故の対応について問題はないのでしょうか。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、藤崎惣兵衛商店の酒蔵の开店により郷土資料館の入館者数の影響についてですが、酒蔵が9月5日にオープンしましたが、郷土資料館の9月の入館者数については、昨年と同じで567名、10月は昨年より167名多い636名、11月は昨年より188人少ない726人でした。

なお、教育委員会では、9月1日から10月31日までの2カ月間、郷土資料館の第二展示室で、長瀬町にある主な文学碑の写真展を開催し、209名の方が芳名帳に記入されました。このような企画展と重なったこともあり、9月は同数でしたが、10月は増となりました。

また、11月は減となりましたが、その理由といたしまして、去年は8月に、NHKのブラタモリで荒井家住宅が放送されたり、民放のテレビ番組でも秋の長瀬が取り上げられたことなどから、紅葉シーズンに昨年度は多くの観光客が訪れたため、入館者数が多かったのではないかと考えられます。

以上のようなこともあります。酒蔵もオープンして3カ月が過ぎたところですが、お客さんの入りも当初見込んでいたよりは若干少ないと聞いておりますが、郷土民俗に興味のある方は入館していただいているというので、入館者数には多少なりとも影響があったものだと思っています。

今後もさらに酒蔵のPRをしていただくことにより、観光名所となり、また郷土資料館においては、今年度展示がえを行いますので、多くの観光客に立ち寄っていただくよう相乗効果を期待しているところでございます。

次に、駐車場利用の区別についてですが、酒蔵のオープン前の8月31日付で、駐車場の相互利用に関する

る協定書を締結しました。この協定は、相互の駐車場利用を円滑に実施するとともに、施設の利用促進、有効活用を目的とするもので、お互いの来客が利用できることになっています。このようなことから、特に区割りはしてありません。

また、駐車場内の事故につきましては、駐車スペースの区画線も引かれているため、判例からも事故を起こした当事者の責任になると考えております。ですが、管理者側に責任が問われる可能性もゼロではありません。そのようなときには、両方で協議し対応することはもちろんのこと、できる限り安全な環境を整え、事故防止に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 1点、さっき言ったように、「サケグラ」なのですか、「サカグラ」なのですか、それか「シュゾウ」なのですか。正式の名称がわかったら、それは教えてください。後で言うときに、そうではないよと言われたら困るので、それを教えてほしいと思っております。

それから、郷土資料館の入館者数が影響があったかと。せっかくそちらにできたのだから、今度は入館者数がふえてもらわなくては困るわけです。そうでなくても、あそこは閑散としていますねと言われておりますので、そここのところをどうにかしてほしいと思っております。

それで、こんなことを教育委員会に言っても何にもならないのですけれども、あそこの酒蔵に行きました。そして、観光地値段のお酒でいい、高いお酒はうまいというので当たり前かとも思うのですけれども、庶民が飲むような、それからこの辺の長瀬町に住んでいる方が気安く飲めるようなお酒も置いておいてほしいなというのが私の印象です。

それから、この駐車場なのですけれども、駐車場の事故が今まではなかったのが本当によかったと思うのですけれども、これから秋も終わりました。今度長瀬の春の桜の時期になりますと、あそこが随分混み合うと思っております。そして、駐車場のほうの酒蔵のほうには線がちゃんと引いて、白い線でちゃんとやっておりますけれども、こちらのほうの郷土資料館のほうには砂利でそのままということがありますので、混みまでにはそここのところをよくしてほしいなというのを思っています。

それから、こんなことを言ってはまたおかしいのですけれども、ハナビシソウ、去年もさんざんなハナビシソウでしたけれども、ことしは実行委員会がやることになっているのでしょうか、もう準備だとかなんとかというのをやっているのでしょうか。それもあわせて。

それから、花も、いや、ハナビシソウではなくて、それからアジサイだとかというのもありましたし、ヒマワリの大きいのもありましたけれども、そここのところはこれからわかった時点でいいですので、でも一応その敷地内が教育委員会で多分。わからないと、観光のほうでということもあるかもしれませんけれども、今知りたいので教えてください。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 正式名称ですが、藤崎惣兵衛商店長瀬蔵です。

○8番（大島瑠美子君） 長瀬蔵。長瀬蔵だよ。

○教育次長（福島賢一君） 長瀬蔵ですね。長瀬蔵になります。

産業観光課関係の質問もありますので、私、教育委員会関係のほうで。

駐車場なのですけれども、舗装されていないのですけれども、あれはもうそのまま、あのままで、舗装されているところを含めまして31台全部でとめられます。そのうち1台、障害者用駐車場。そして、

先ほど言いました、両方のお客さんがとめるということで協定を結んでいますので、実際にいいますと、資料館がとめられるのが14台。

○8番（大島瑠美子君） 14台。

○教育次長（福島賢一君） はい。区画線で限られている。資料館寄りなのですからけれども、とめられることになっています。残りが藤崎惣兵衛商店のほうになっております。

以上になります。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、大島議員の質問にお答えします。

2点ほどあったかと思うのですが、地元住民に買いやすい値段のお酒をとということでございますが、その辺の意見はほかの方からも出ていまして、今藤崎惣兵衛の担当者の方には、そのような配慮もできないかというお願いをしているところでございまして、結論はまだ見ておりません。なるべく置いてほしいと、あと地元の方にも優遇的な措置もしてほしいといういろいろなお願いを、意見があるたびお願いをしているところでございますので、すぐには結果は出せないかもしれませんが、そのように動いてくれるのではないかなというふうに私は思っております。

それと、春ですか、ハナビシソウ園、またハナビシソウを、今の予定ですと3月の上旬から中旬に向けて種まきを今する予定で進んでいるところでございます。

それに伴いまして、藤崎惣兵衛商店のほうには一緒にイベント等をやらせてもらって、相乗効果を生むように、お客さんにいっぱい来てもらうようにということで、何かのイベントを一緒にちょっとやってほしいというお願いもしたり、あと町内の農産物も、定期的になるかどうかかわからないですが、その辺も藤崎惣兵衛を巻き込んで、藤崎惣兵衛商店のほうからやりたいという意向もあるようですので、地元産の農作物ということで何かやりたい意向もありますので、その辺も今後方向づけ的には、町が潤うように一緒にコラボをしてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 教育次長のほうはいいと思います。

執拗にお聞きするのですけれども、去年のハナビシソウがすごく、余りダイダイ色ばかりだったのということなので、お叱りの電話を受けました。仕方なくて、ちゃんと口で言ったのだと聞いてないとかと言われると困るので、手紙でちゃんとしておきましたけれども、種代が高い種代買うのですので、やっぱりハナビシソウと言えばダイダイ色ではなくて、白とかピンクとかかわいい花がということでお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。ここに書いてある。

○8番（大島瑠美子君） はい、わかりました。では、いいです。

では、次に行きます。議長がそう言うのだから、次に行きます。はい、いいです。

では、2番の町長に聞きます。女性課長の登用について、長瀬町のホームページでは、女性活躍推進法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表を実施しており、女性の採用率や管理職の登用数を、公表を見ますと、女性を積極的に登用しているようですが、ここ3年間課長として女性を登用していない理由について、それを伺いたいです。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の女性課長の登用についてのご質問にお答えをいたします。

平成28年に女性課長が定年退職後、確かにご質問のとおり女性課長はおりません。理由といたしましては、課長級職員となる前に、まずは主幹級職員になっていただかなければなりません、なかなか管理職員の試験を受験する女性職員が少なく、女性管理職の育成ができていなかったことが要因でございます。

しかしながら、今現在女性の主幹級職員は2名とふえてきておりますので、近いうちには女性課長の登用もできるのではないかと考えております。

また、ここ数年職員採用試験の受験者に女性が多く、新規採用職員の女性の割合がふえてきております。また、優秀な方たちでございますので、将来的には多くの女性職員が管理職となつていただけるのではないかと期待をしているところでございます。

いずれにいたしましても、女性ならではの目線で管理職として活躍していただくことは、町政にとっても大変有意義なことでございます。そのためには、まず女性が管理職となりやすい環境を整えていくことが重要でございますので、今後ますます女性が働きやすい職場づくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 1点だけお聞きします。女性が管理職とか主幹級の方がということなのですが、女性というのは意外と試験を受けないということは、ペナルティーをもらってしまっているという自負があるのですよね。要するに産休、産前、産後で、男性よりもすごく引け目があるからということでは、いいや、このままでということなのですが、今の時代は違ってきておりますので、ぜひ主幹から課長に。何しろ、「長瀨の町長が女のくせして、何で課長がいねえんだ、女の課長が」と、「そうだよね」と私はそういうふうに言っていますけれども、だからそのところを早急にするのですけれども、女性だから甘やかすなというわけではないのだよと。ちゃんとすべきものはしてくれなくては、女のこけんにかかわるからというぐらいのことは言って、そしてしてほしいと思います。ぜひぜひことしの4月1日には、たとえ幾人でも、1人でも2人でも、ぜひ。男の人からは、「俺がなれるのがなれなかった」となってしまうかわかりませんが、ぜひそのように女性をとということで、違う外国の首相なんかも随分と女性の方が多いで、女性が政治だとか何かをとれば、戦争とか何かということにはそんなに発展しないと思うけれども、今の……また議長に何とか言われるから言いませんけれども、それに町長、もう一度、4月あたりにどうかと希望、希望値でもいいですので教えてください。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

私も女性首長として、管理職がないというのは非常に寂しい限りでございます、その中で課長がないということは大変寂しい限りでございます、実はもう3年ぐらいになりますでしょうか、主幹になっていただいた女性がいますわけですが、なかなか、どうですかというお話をしても、やはり女性にはちょっと荷が重いのかなというところがあるのだらうと思いますが、よい返事をいただけない状況の中でやっとな返事をいただいて、また一昨年、昨年ですか、なつていただいたという経緯がございます、そういう方たちが出てきますと後に続く者がまた出てくるのではないかと考えております。

今現在、ちなみに職員の女性の割合ですけれども、29.27%、大体3割が女性でございますので、そういう方たちがこれからどんどん育つてくるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、来春どうということになるかわかりませんが、大島議員のご期待に沿え

るようしっかり頑張ってみますので、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 第1の女性課長が出ましたら、第2、第3、第4の女性課長をつくるように頑張ってくれというエールを送りながら、女性課長ができるときには、ぜひその言葉を町長のほうから言ってほしいと思います。

次に、3に行きます。児童生徒の読書の習慣化について教育次長をお願いします。

今は、ネットで小説や文学書を読む時代になってきました。また、活字離れにより、本を読まない人がふえているとも聞きます。以前小中学校では、児童生徒に読書をする習慣を身につけてもらうため、朝10分間の読書時間は設けていましたが、現在でも行っているのでしょうか。

また、学校図書室の1人当たりの貸し出し数がどの程度なのか伺います。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

1点目の朝読書の時間についてですが、授業日には、小学校では週1回、中学校では毎日、10分から15分程度行っています。

また、月1回、小学校では学校応援団のボランティアの方に、中学校においては担任外の先生による読み聞かせが行われています。この読み聞かせには、子供の想像力を育み、言語能力が高まり、感情豊かになるなどの効果があると報告されています。

2点目の学校図書室の1人当たりの貸し出し数ですが、第一小学校が約20冊、第二小学校が約30冊、中学校が約4冊となっております。

なお、小学校では、読書活動の推進として、低・中・高学年のそれぞれの学年に応じた読書量の目標を設定しています。その設定された目標冊数を達成すると校長先生から認定証が交付されるなど、子供たちの読書意欲を高めています。

また、各学校では、図書室の活用として、社会科や理科、総合的な学習の時間などに、備えつけ資料を使った調べ学習を授業に取り入れ、情報活用能力や課題解決能力が育てられているよう努めています。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今も続けて、たとえ細々とでもやっているということで、週1でも何でもやっているということはいいことだと思います。

そして、本の読書量とか何とかというのは、それを調べるためにはというのが、昔はよく読書感想文というのを書かせられて、読書感想文は嫌だよな、嫌だよなと言いながら、読書が嫌いになる子供も多かったわけなのですけども。

ここに美智子皇后様からの、20年前なのですけども、インドで開かれた国際児童図書評議会世界大会のビデオ講演で語ったというのが、「読書は、人生の全てが決して単純でないことを教えてくれました。私たちは複雑さに耐えて生きていかなければならないということ」ということなので、読書をするということは、すごく人間の気持ちだとか何かの糧にもなりますので、これからも読書をすごく続けていただいたり、それから、議長が私のほうを今にらんでいますけれども、県内で読書の貸し出しだとかなんとかというのが最下位に近いような読書、それも図書室、中央公民館の図書室があそこだけだからということもあるのですけれども、秩父市なんかは1人10冊まで貸していただけるというわけなのですよ。2週間とい

うことなので、町会議員でこんなことを言うてはなんですけれども、私は秩父市の市立図書館の図書を父ちゃんの名前で、1回行くたびに10冊ずつ借りてきて、いろいろ読んだりとか、見たりとかしています。全部読み切るわけではありませんですけれども、3ページ読むときもあるし、一気に読み切るときもありますけれども。

何しろ読書をしない人というのには、言ったら返ること、キャッチボールができないというか、話するのが嫌になってしまうというようなこともありますし、それから読書をすることによって、発表の場というのが、主張できなければ過小に評価されるということなので、読書をしましたら、今度は発表、1人たとえ3分でもいいから発表するという場も設けていただけるような、読書の習慣というような時間も続けていただければいいかと思しますので、それは学校の先生に言っていただけるかどうか、また再度お聞きします。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

確かに読書をする子は、子供たちの集中力、表現力、発言力が高まったとかという、そういった報告も受けています。ですので、そのことを学校のほうに、校長会、教頭会を通じて議会報告がやはりありますので、そちらのほうで先生方をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 大人も子供もですけれども、発表の場を与えてもらうということはすごくいいことなので、それで、何しろすぐしゃべったり何かと言われるのですけれども、「出たくい打たれる」とよく言いますが、出ないくいは朽ちてなくなってしまいうわけだから、子供がちっちゃいうちからいろいろ発表の場を与えるような教育もしてほしいと思しますので、それは希望です。

次に、4に行きます。幹線1号線、南桜通りの工事について建設課長にお伺いします。

11月上旬から下旬にかけて、紅葉まつりでライトアップでたくさんの人でにぎわいましたが、その期間内においても、幹線1号線、南桜通りの改良工事を実施していたようです。工事場所によっては、歩行者も通れないよう感じました。

長瀬町は観光をメインにしていることもあり、もう少し紅葉まつりに配慮した工事が行えなかったのか伺います。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 大島議員の質問にお答えいたします。

幹線1号線、南桜通りの改良工事で紅葉まつりに配慮した工事が行えなかったのかのご質問ですが、本年6月に、観光協会の役員と幹線1号線の工事についての話し合いを行いました。観光協会から、土日祭日の工事の中止、平日は午後4時ごろを目安に通行どめの解除、歩行者の通行の確保、雑踏警備の警備員の配慮について要望がありました。

町からは、土日祭日の休工、午後4時ごろの通行どめの解除については、受注者が決まりましたら検討する、歩行者につきましては線路上の長瀬27号線への迂回を考えていると回答しました。

今年度は、事業量も規模も大きく、また国土交通省、総務省から、建設工事における適正な工期設定等のガイドラインに基づく適正な工期の設定に努めることとの通知もあり、紅葉まつり期間中の工事の休工や施工時間の短縮など対応を検討いたしましたが、工期的に難しく、工事を実施いたしました。

紅葉まつり期間中の対応につきましては、受注者との協議によりまして、工事は午前8時半から午後5時まで、安全確保のため車両通行止めとし、工事現場の前後に交通誘導員を2名配置いたしました。

歩行者につきましては、現場内を通行可能とし、危険箇所にはカラーコーン等を設置、安全を確保し、通行をしていただきました。また、子供の団体やグループの観光客などが通行する場合など、状況によりましては交通誘導員が誘導する措置をとりました。

なお、午後5時以降につきましては、バリケードやカラーコーン、自発光点滅器などを設置し、通行の安全対策を実施、確保しながら通行止めを解除し、対応いたしました。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 私もあそこを通ってみました。通ってみまして、大前さんのところからの前のセブンイレブンのところに出るふうには、回れ、回れと言われて回ってきたのですけれども、何しろ紅葉まつりというのは、観光協会であれだけかいポスターと、それから小さいやつをいっぱいみんな配ったのですよね。それなのに何でなのだろうなということで、私も元役場職員だからわかるのですよ。交付税が来た、それから何か来た、あと工期はしなくてはだめだとかということなのでということはあるのですけれども、やっぱりでもそここのところの配慮が少し足らなかったのかなと。観光協会の人たちもお金をもらって務めているわけですので、もう少しどうにか、よく人間関係がうまくいくためにはご配慮をお願いしますなんてよく言いますが、そここのところの配慮が足らなかったのかなと思いますので、ことはもう終わってしまいましたから仕方ありませんけれども、来年はもうそういうことが二度とないように、一度失敗したら、もう二度とするということは本当にあほですから、そここのところはしないように建設課長によく今ここで頼んで質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時00分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（染野光谷君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出されました議案は、議案第49号から議案第55号までの7件でございます。

議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容等の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることに

いたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。
それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第5、議案第49号 長瀬町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第49号 長瀬町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の提案理由を申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴い、国の同意を得た基本計画に基づき、地域経済牽引事業を行うための施設を設置した者に係る固定資産税の特例について、条例を制定する必要性が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、議案第49号 長瀬町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例につきましてご説明申し上げます。

この条例案は、町長の提案理由の説明でありましたとおり、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称地域未来投資促進法が地域立地促進法の改正法として平成29年7月31日から施行され、この法律に基づき、埼玉県と県内市町村が共同で策定した埼玉県基本計画が平成29年12月22日に国からの同意を得たことを受けまして、この計画同意の日から平成35年3月31日までの期間内に、この基本計画に基づき、事業者が地域の特性を生かした成長性の高い分野に挑戦する地域経済牽引事業計画を作成し、県の承認を受け、かつ国の基準に適合するものと確認された場合、当該事業者が地域経済牽引事業を行うために取得した土地や家屋、構築物に対する固定資産税の特例措置について、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容につきまして、お手元に配付してございます議案によりご説明させていただきます。議案の表面をごらんください。

初めに、第1条でございますが、この条例の趣旨を根拠法令とともに規定するものでございます。

次に、第2条の固定資産税の課税免除でございますが、町長は促進区域内において、国からの同意を得た基本計画に基づき、国の承認を受けた事業者が設置した施設に係る固定資産税については、新たに課すこととなった年度から3年度間に限り課税を免除とするものでございます。

なお、この特例措置に伴います減収分につきましては、国がその75%を交付税で補填することとなっております。

次に、第3条の課税免除の申請等でございますが、固定資産税の課税免除を受けようとする者は、毎年1月31日までに申請書を町長に提出し、町長は申請書の提出を受けたときは速やかにその内容を審査し、

その結果を当該申請者に通知しなければならないとするものでございます。

続いて、議案の裏面をごらんください。

第4条の課税免除の取り消しでございますが、町長は課税免除を受けた者が第1号から第4号のいずれかに該当するときは、課税免除を取り消すことができるとするものでございます。

次に、第6条の委任でございますが、この条例の施行に対し必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は平成31年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今税務課長の説明はわかりました。1点だけ税務課長にお聞きをいたします。

交付税でマイナスの部分は返ってくるということでありまして、私は以前からこの交付税というものは実印を押さない手形だと思っているので、実際に税務課長の試算どおりの金額が町に入るのかどうかをお聞きしたいと思います。

それと、もう一点は、今度は町長にお聞きします。こうやって税金を投入して地域を牽引する事業を応援するという条例を出してきたことについて町長にお聞きをしますが、あの酒蔵、これから長瀬を牽引していく、これからどんどん発展をして地域に貢献すると、多分そういう希望を持ってこのことに進んでいくのだと思うのです。それには、私は、町長がリーダーシップを発揮して、先ほどの一般質問で8番議員が新井家と隣り合わせでやっていくその酒蔵に、町の税金、あるいは固定資産税といっても、国の税金も我々の税金ですから、町長はあそこを何とか発展させるために、あの出入り口がバスの入れないような状況になっている。あれを何とか、酒蔵ですか、それにも一緒になって道路を拡幅する、そういう指導も含めてこういう税金の免除をしていただきたいと思うので、税務課長と町長に1点ずつお聞きします。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、関口議員の交付税措置についての質問にお答えいたします。

議員もご承知のことと思いますが、普通交付税につきましては、各地方公共団体における基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その差額である財政不足を基準に交付されます。

今回の交付税による減収補填措置につきましては、地域未来投資促進法の第25条に地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置として、地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、各年度分の特例措置による減収分に、町が条例で定める割合を乗じて得た額を、各年度における基準財政収入額から控除した額とすると規定されておりますので、基準財政需要額が変わらなければ基準財政収入額から控除した分の交付税がふえることとなりますが、国に報告する基礎通知の中には交付税を減少させるものもございますので、新たに交付税措置がなされたからといって必ずしも交付税の総額がふえるものではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

せっかく酒蔵ができたわけですから繁盛していただかなければならないと私も思っておりまして、その中で宝登参道が何としても寂しい今の状況の中で、先日も秩父鉄道の社長とお会いした折に、町と鉄道と

それから観光協会、商工会でこれからのまちづくりを考えて、観光地づくりを考えていこうというお話をいたしたところでございます。

それから、バスが入れるようにというお話でございませけれども、酒蔵をつくっている時期にバスはどうだろうということで、あそこもしっかりと見させていただく中で、ちょっと入りづらけれども、これで大丈夫だということを確認をいたしましたので、そのままバスは入れると思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長はバスを運転したことがないから、あれで入れると言われて入れるというふうを受けているのだと思います。

私は、例えば私が今乗っている大型車であそこに現場へ入ってくれと言っても、かなりの大回りをして入っていかないと入れない、あるいはあそこですれ違いができるような、大型同士ですれ違わなくても、新井家に来る人たちがすれ違えるような、そんなぐらいのスペースを持って道路をつくってあげないと、私はいけないのだと思うのです。

我々の税金を3年間といっても、そういう個人企業に免税をしてあげるということで、これからもうけていただきたいという観点から言っても、あの立派な看板をあそこに建てるのだったら、もうちょっと道路を広げてバスが入れるように、あるいは車でずっと通る人だって、あの酒蔵は見えるけれども、あの入り口はよくわからないですよ。私も何度もあそこを歩いて、バックしてくる車を見たり、あそこでUターンしている車を見るけれども、入れない。

それから、秩父鉄道は、長瀬駅前で、ロープウェイに行くお客さんは全部マイクロに乗せて、そのまま通過。今秩父鉄道の社長と話をしたということであれば、町長が例えばロープウェイに行くお客さんも、あそこで一旦おりてお土産買えるように配慮をしてあげるとか、バスが入れるようにしてやらないと長瀬の踏切と同じになってしまいます。

こういう期待をする、ここまで本当に優遇してやる酒蔵だったら、そのぐらいの配慮をしないと、私はこの先そんなに期待ができないのではないかなと思うので、ぜひ頑張ってくださいのために進入路を広げるような、そういう指導を町長にお願いしたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

酒蔵ができる前にも、郷土資料館、そしてハナビシソウに来た観光バスが入っているのも、私も何回もご一緒させていただきましたし、入れないということはございませぬので、今の時点ではあの道を広げる予定はございませぬ。

以上です。

○7番（関口雅敬君） 入れるには入れるよ。以上です。

○議長（染野光谷君） 次、5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今この内容を見ると、特定業者に限ったことではないです。ただ、たまたま酒蔵ができたのでそれが該当するということだと思っておりますけれども、これ見ていくと、上から趣旨の6行目に、括弧して本町の区域に限ると書いてあって、その後に促進区域と書いてあるのです。本町の区域に限るということをこの長瀬町ということをして言うのでいいのかと。長瀬町全体が促進区域ということでは理解していいのかどうかという。ちょっとこの文面だと読み取れないので。

これは今、もう出ている多分酒蔵さんが1社これに該当するというふうなことだと思うのですが、当然この1社の該当の内容ではないですよ。たまたまその1社が該当しているのかもしれないけれども、35年までの間ですから、当然この酒蔵に限っては1月31日に申請ですからことは該当していないということですよ。そういうことですね、来年度から31、32、33の3年間にと。

ただ、また同じような事例があれば、それは県の承認によってということですから、それはまだふえる可能性があるというふうなことなのですが、私は例えば1社に限ってとかの今の状況にあれば、これにも一応国の税金、また町の税金も注ぎ込まれるということなので、あえて特定業者に対して、ここにお金を町でかけるというようなことについては、これではうたっていないでよろしいわけですね。そういうふうな受け取って。はい。

あと、ちょっと、さっき課長は6条と言ったのですけれども、6条はないですよ。5条でよろしいわけですよ。多分言い間違えだったのかなと思うので、私のこれに6条とないので、5条と6条はさっきちょっと読み違えられたのかなと思うので、それはどうこうありません。6条がないのなら、それで構いません。

以上についての質問に答えていただければと思います。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

埼玉県基本計画の対象区域ですが、埼玉県全63市町村の行政区域となっております、面積は約37万9,000ヘクタール、この中に長瀬町が全て含まれております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 次に質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号 長瀬町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第6、議案第50号 長瀬町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第50号 長瀬町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、議案第50号 長瀬町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

初めに、改正の概要でございますが、平成24年度の税制改正によりわがまち特例が創設され、それ以降地方税の特例措置については、地方税法に規定する一定の範囲内において、地方自治体が特例措置の内容を条例で決定できる仕組みが導入されておりますが、平成30年度の税制改正において、わがまち特例の対象資産である再生可能エネルギー発電設備区分の細分化と、地方税法に規定する町が条例で決定できる特例措置の範囲が改正されたことを受けまして、町が条例で定める特例割合を見直す必要が生じた当該発電設備について改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料、長瀬町税条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

附則の改正でございます。第10条の2、第9項の改正でございますが、電気事業者による1,000キロワット以上の太陽光発電設備について、町が条例で定める課税標準の特例割合を2分の1から4分の3に縮減する規定の整備でございます。

次に、第10項の改正でございますが、こちらでも電気事業者による20キロワット未満の風力発電設備について、町が条例で定める課税標準の特例割合を2分の1から4分の3に縮減する規定の整備でございます。

なお、この特例措置の適用期間につきましては、新たに固定資産税を課すこととなった年度から3年度間とし、平成32年3月31日までに取得した当該発電設備が対象となります。

最後に、議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 税務課長にもう少し詳しいところでお聞かせ願いたいと思います。

この法の附則の第15条第2項第1号云々というところで、16項目あるわけです。この16項目のうちに、9、10についてということですよ、この今回の改正は。

2分の1が4分の3にというふうなことでするので、かなり厳しいといいますが、こういう多分1,000キロワット以上というのは相当数の発電量をしていないとできないのではないかなと思いますが、新たに1,000キロワット以上の施設を建設した場合には、この税条例が変わると。そのとき平成32年3月21日よ

りというところが入っているので、仮にわからないですが、来年度いっぱいぐらいでやった場合には、この2分の1のままなのかどうかというところなのですけれども、私の聞き間違いか、そここのところを説明していただければと思うのですが。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） 村田議員の再質問にお答えをいたします。

2分の1の適用日ですが、もう既に4月1日から4分の3を適用するように変わっておりますので、今後行った場合は全て4分の3で適用になります。

○5番（村田徹也君） ありがとうございます。先ほどの平成32年3月21日というのは。

○税務課長（相馬孝好君） それまでです。

○5番（村田徹也君） までということですね。

○税務課長（相馬孝好君） それまでは4分の3ということでございます。それでよろしかったですか。

○5番（村田徹也君） はい、結構です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 長瀬町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第7、議案第51号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第51号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を34億4,569万6,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） それでは、議案第51号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回46万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を34億4,569万6,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明をいたします。8、9ページをごらんください。

まず、歳入の補正につきましてご説明をいたします。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、補正額3万9,000円及び第15款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金、補正額3万9,000円、こちらは放課後児童クラブの多子世帯負担軽減分に係る補助金の増額でございます。

第14款国庫支出金、第3項国庫委託金、第2目民生費国庫委託金、補正額25万9,000円、こちらは国民年金システム改修を行うための委託金の増額でございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額12万8,000円は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

10、11ページをごらんください。続きまして、歳出の補正についてご説明をいたします。

まず第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費11万7,000円でございますが、放課後児童クラブを利用する第2子、第3子の利用者数が見込みを上回ったことによる増額でございます。

同じく第3款民生費、第3項国民年金費、第1目国民年金総務費26万円の増額でございますが、法改正に伴いまして平成31年4月から開始される国民年金第1号被保険者の産前産後期間の免除のための国民年金システム改修に係る経費でございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目環境衛生費、6万8,000円でございますが、長瀬町役場駐車場内に設置してございます急速充電器の利用が見込みを上回ったことによる電気料の増額でございます。

同じく第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費、2万円の増額ですが、例年と比較いたしまして埼玉県で風疹の感染者が増加しております。妊婦が風疹に感染した場合、出生児が先天性風疹症候群になる可能性がありますことから、先天性風疹症候群の発病を予防するため、ワクチン接種を受けた者に対してその接種費用の一部を助成するための経費でございます。

以上で、議案第51号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第8、議案第52号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第52号 指定管理者の指定についての提案理由についてご説明申し上げます。

本案は、長瀬町高齢者障がい者いきいきセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第52号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

提案理由につきましては、町長が説明したとおりでございます。

現在長瀬町高齢者障がい者いきいきセンターは、社会福祉法人清心会に指定管理を行わせておりますが、指定期間が平成31年3月31日までとなっていることから、地方自治法第244条の2第3項及び長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター条例第5条の規定により、平成31年4月1日から5年間の同施設の管理を行う指定管理者として指定するため、この案を提出するものでございます。

なお、指定管理者の公募を平成30年9月14日から10月5日の期間で実施いたしました。公募に応じた団体は、現在指定管理者となっている社会福祉法人清心会のみでございました。

申請内容等を審査した結果、指定管理者の候補として選定したところでございます。

それでは、議案をごらんください。

1、指定管理者に管理を行わせる施設。

- (1) 所在地 埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬59番地
- (2) 名称 長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター

2、指定管理者に指定する団体。

- (1) 所在地 埼玉県秩父市山田1199番地2
- (2) 名称 社会福祉法人清心会
- (3) 代表者 理事長 村山勇治

3、指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

以上で、議案第52号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、このいきいきセンター、指定管理を始めてちょうど5年を経過したところでというふうなことだと思います。

これを指定管理するに当たって、長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター指定管理者仕様書というのがこの町のほうで作成しております。この内容について、できているのかどうか健康福祉課長に質問していきたいと思います。

まず、この施設なのですけれども、高齢者及び障害者を支援するための施設であるというふうなことが目的です。それはそれでよろしいのかなと思いますが、ではこの5年間、平均して1年間にどのくらいの人数がこの施設を利用しているのかというふうな点なのですが、まず支援B型のほうにつきましては20名が定員になっているのです。20名定員なのですが、実際には10名前後ぐらいが毎日行っているのではないかなという気がするのですが、今現在でも結構ですから、このB型支援の施設に何名ぐらいが要するに作業を行っているか。そのうちの何名が長瀬町出身者かどうか、住所のほうは移してある人がいると思いますので、概略、当初数名だったわけですが、それがどうなっているのかというふうなこと。

それから、その職員については、長瀬町の出身の職員を優先するというようなことがここに書かれているのですが、職員の中でいろんな資格というか、そういうのが出ているのですが、読んでいくとまず職業指導員、生活支援員を配置することというようなことになっているのですが、当然こういう指導員、支援員というのは在駐しているのかと。その中で1人は常勤者でなければならないというふうなことであつてありますが、実際問題として常勤者は勤めているのかどうかという。

それから、利用者の送迎については行うというふうなことなので、送迎については、この清心会さんに指定管理した場合に、無料でというのですか、送迎をいただいているのかどうかと。それから、もう一点、事業の中でなかなか難しいと思うのですが、地域交流に関することと、地域交流を行うと。それから、高齢者とそこの施設の作業者というのですか、の交流を行うことというようなことも書いてあるのですが、そのような行事は組まれているのかどうかというふうなことについてお伺いしたいと思います。

急にですので、わかる範囲でお願いします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えしたいと思います。

就労継続支援B型の定員は、議員おっしゃるとおり20名でございます。平成26年にこちらの施設ができてから、対象者が年度ごとにですが、26年9人、27年も9人、28年は14人、29年が12人、現在13名とといった形で推移しております。

長瀬町から支給決定しているこの中の対象者は3名おります。

次に、管理体制の関係、職員が常勤しているかというふうなお話であったかと思いますが、現在管理者として常勤の所長さんが1名、それと支援員という形の職の方が3名、それと送迎員という形で職員4名が常勤しております。ほかに、外部委託としてシルバー人材センターを利用しているということをお聞きしております。

次に、送迎の関係でございますが、送迎につきましては、先ほど議員がおっしゃいました仕様書に基づきまして、高齢者の送迎のほうを指定管理の中で行っております。

利用回数につきましては、今年度11月までに、町でやっている事業を含めまして167回、450名の方の送迎を行っております。

次に、地域交流や、高齢者と障害者の交流の行事というご質問でございます。これらにつきましては、障害者のほうの交流という形ではないですが、あそこで物を売るということよって、地域の方であるとか、観光客の方という方と障害者が交流するというような形の立場の施設でもありますので、その点については多少なりともできているのではないかと。

次に、高齢者と障害者については、なかなか、あその施設におります方は知的障害という方も多いものですから、なかなかその状況が難しいということで、清心会側もしたいということですが、なかなか実現に至っていないのが現状と聞いております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今課長に答えていただいたところで、職業指導員という方がいらっしゃらないのかなという感じがしたのですけれども、もしかしたらそういう方も生活支援員とダブっていらっしゃるのかなと思いますけれども、一応長瀬町との契約といたしますか、管理仕様書には職業指導員を置くこととなっておりますので、いるのかどうか、もう一度確認したいと思います。

それから、やはり5年間経過しましたので、この当初の目的で、高齢者と障害者をあの施設でともに生きる社会を構築するというようなこともありましたので、5年間でなかなか交流ができないというふうなのは施設運営に問題があるのではないかと思います。いや、問題があるといえますか、やはりそういう努力をしていただいたほうがいいのではないかと。今後指定管理を行っていった場合に、例えばちょっと話し合いをするような状況をつくっていくとか、ぜひそういう努力をして指定管理をやっていったほうがいいのではないかなと。

もう一点は、高齢者だけの要するに使用頻度といえますか、延べ人数でも結構ですから概算、先ほど送迎の数は発表していただきましたけれども、延べ人数が1年間でおよそのくらいというふうな数字が多分、きょうは幾人のところに記録してあると思いますので、わかったらその数字をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

指導員につきましては3名いるということで、内訳についてはちょっと手元の資料ではわかりかねますから、確認させていただきたいと思います。

それと、交流事業につきましては、清心会側のほうも努力はしているというようなお話を聞きまして、事業報告の中でも今後の課題といたしまして、そのような形で何かできないかというようなことも町と検討したいというような話も聞いておりますので、引き続き我々のほうからも事業の実施につきまして指導してまいりたいと思っております。

それから、高齢者の利用者ということでございますが、こちらは平成、これも今年度、平成30年度11月まで、これまでは高齢者の利用が2,186名でございました。昨年度、平成29年度は1年間で3,004名という形ですので、ほぼ前年同位ぐらい、高齢者についてはちょっとふえているかなというぐらいですが、前年と同じぐらいの形で利用のほうは推移しているのではないかなと思われま。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今後高齢者と障害者、障害を持つ方々の交流をも考えていくというふうなことです。ぜひこれは高齢者と限らなくても、あそこを作業をやっているときとか作業終了後に開放してとか、今の世の中はノーマライゼーションというふうな考えに立って世の中が進んでいるのですが、実際にはなかなか、自分もそうなのですけれども、そういう方々と触れ合うということができない現状がありますので、個性を尊重するというので、ぜひそういう行事を組んで、それを町民に周知していただければ、私はいきたいと思っておりますけれども、1人ではなくてだんだんそれがふえていけば、障害者理解につながると思っておりますので、そんなことをぜひ要望をしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 今までいきいきセンターに五区の何か集まりがあったときには使っていたのだけれども、これからもあと5年後には、この後使えるようになるのですか。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、野口議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

五区でもこれから継続して使用できるかということですが、そのとおりこれからも利用していただけるということで構いません。

以上でございます。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ないですね。討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号 指定管理者の指定について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第9、議案第53号 長瀬町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第53号 長瀬町副町長の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町副町長、平健司氏の任期が、本年12月31日をもって満了となります。ついては、後任として新たに副町長として齊藤英夫氏を平成31年1月1日付で選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

齊藤氏は、昭和53年4月より、役場職員として公務につかれ、平成24年からは地域整備観光課長、平成26年からは企画財政課長と、長年にわたり町政運営の中核を担っていただき、退職後の本年4月からは教育委員会で再任用職員として勤務し、現在に至っております。

以上のように、役場の業務全般に精通された方であり、今後の町政運営に欠くことのできない人材であることから、適任者であると考え、今回副町長として選任することについて同意をいただきたいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 我が町は、副町長を置かない条例というのがあり、そのときには前町長が参事を3人選任して、埼玉県、あるいはいろんなところに行って、長瀬町はすごいという、褒められたということ、この議場で挨拶でもしておりました。

そして、その後、副町長を置かない条例を破棄する条例を出して副町長を置くのだと。その理由は、町長がちょっと高齢化になり、体力がちょっと前と変わってきて、いろんな風邪を引いても回復が遅いから、公務に支障が来すと困るから、副町長を置く条例を出すからということ副町長が誕生しました。そういう理由で、私が最初から副町長を置くことに関しては反対をさせてもらいました。

今回は、この件が出てきたときに、ぜひ町長に考えていただきたいのは、町長はまだ若い、体力もある、行動力もあちこちにあるということでもありますので、副町長を置かずに、立派な執行部の課長がこちら側を向いて胸を張っている人たちばかりなので、そういう人たちにしっかりと職務に専念してもらって、一方では、人口減少で徴税も減っている中、財政健全化を進める町長として、副町長を置かずに1人で課長と一緒に行政運営をしていただいたほうが私はいいと思うので、ちょっと町長にお聞きをしたいと思います。1人では無理なのでしょうか。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員からただいまご質問いただきましたけれども、本来ですと人事は質疑がないのです。

○7番（関口雅敬君） では、いいですよ。

○町長（大澤タキ江君） よろしいですか。ですけれどもと思いましたが、よろしいでしょうか。

○7番（関口雅敬君） いいです。

○町長（大澤タキ江君） では、失礼いたします。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。ある。

5番、村田徹也君。

- 5番（村田徹也君） 副町長の選任についてというふうなことなのですが、国から派遣、または県から派遣という方法があったのではないかとというふうなことで、前回は平副町長の継続のときもそのようなことを申しました。

日本全国を見てみると、中央省庁から今市町村に派遣されている、ちょっとこれ古い資料なのですが、4年前かな、407人、国から市町村に人材派遣をされております。この当時は、今は1,741、日本に自治体があるわけです。区も含めます、特別区も含めます。1,741。そのうちの78人が副町長として選任されていると、80人近くということですね。異動がありますので、この数字は多少違うかもしれません。

長瀬町、私は、いつも前例に従わないで新しい手法でどうかというふうなことで申しております。このままといいますと、この選任について言うと、何ら平副町長から齊藤副町長にかわるというふうなことで、進歩が認められないと言っては、これは大変語弊がありますけれども、変わりばえがないのではないかなと。そういう国からの派遣を申請したかとか、または県から今経済課長は、派遣というのですか、されておりますが、例えばそれを副町長にというふうなことも考え得る話なのではないのかなと。そのほうが、要するに中央とのパイプといいますか、情報も入ってくるというふうなことから、この職員であった方の選任ということについては、自分自身は認められないというふうな考えを持っております。

以上です。

- 議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を許します。ほかに討論はありますか。

7番。

- 7番（関口雅敬君） 私は、反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほども討論があるかということで発言をしましたがけれども、この町は副町長を置かない条例で、参事という形でやってまいりました。職員の課長さんもしっかりしている人が多い中、わざわざ職員の中から副町長を置く必要はないということから、行財政改革を町長に進めていってもらうために、副町長を置かず、もっと適任者を、先ほど5番議員が言ったように中央とのパイプ、いろんなことを加味、私は考えておいたほうが良いという立場から反対討論といたします。

- 議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 長瀬町副町長の選任についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第10、議案第54号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第54号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町教育委員会委員の浅見マユミ氏の任期が、本年12月22日をもって満了となります。ついては、後任として工藤ちはる氏を任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

工藤ちはる氏は、井戸上郷区にお住まいで、専門学校を卒業後、民間会社に就職され、結婚により退職されるまで8年間勤務されました。退職後は、主婦として3人のお子さんの子育てをされ、その間、小中高とPTAの役員を務めるなど、積極的に教育活動にかかわられた方です。現在は、3人のお子さんも成人されており、主婦の立場から子育て経験を生かした教育行政の推進役としてご活躍いただけるものと思います。

よろしくご審議のほどご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論はありますか。討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第54号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第11、議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員平沼旻氏の任期が、平成31年3月31日で任期満了となりますので、後任として中畝健一氏を候補者として推薦することについて同意をお願いするものでございます。

中畝健一氏は、昭和51年4月から平成30年3月まで長瀬町役場職員として勤務し、人格円満であるとともに、責任感が強く地域の人望も厚いため、人権擁護委員としての活躍が期待できるものと思われま

で、人権擁護委員候補者として推薦することについて議会の同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論ありませんね。討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎請願第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第12、請願第4号 「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員、村田徹也君に趣旨説明を求めます。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、請願者から出された請願内容を朗読させていただきます。

平成30年11月26日、長瀬町議会議長、染野光谷様。

「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。8%増税による不況下で、増税と、年金カット、医療・介護など社会保障費負担増、実質賃金低下の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行おう姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで一人当たり年間2万7,000円、1世帯当たり6万2,000円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引き上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれるとはいえ増税による物価上昇は必至です。10%の分の値段は値上がりします。そして、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小

業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差が拡大する不公平税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を規定しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済制度をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項についてお願いいたします。

【請願事項】

一、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を提出すること

請願者 秩父地区労働組合連合会 議長 金子寛次
埼玉県秩父市山田1651-1 (埼玉土建秩父支部内)
秩父民主商工会 会長 小林 昇
埼玉県秩父市上宮地町28-10
新日本婦人の会秩父支部 会長 池田寿子
埼玉県秩父市桜木町22-13

以上です。

○議長（染野光谷君） これより請願に対する質疑に入ります。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） それでは、請願の趣旨について2点伺わせていただきます。

請願書の真ん前あたりに、「消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、貧困の格差を拡大する不公平税制です」とありますが、一般的に例えば20歳の学生がアルバイト代で乗れる車として、100万円の車であれば消費税は10万円ですが、所得の多い方は1,000万円の車に乗り100万円の消費税を払うわけです。分相応というか、身の丈に合ったといいますか、背伸びをしなければ、一般的には今話したような状況になるわけです。

これらは、生活必需品などでも同じようなことであり、ヨーロッパでは付加価値税と言われ、負担が特定の層に限らず、おおよそ20%の税負担をしているようです。

こういったことから、その下にありますが、大企業や富裕層が優遇されているとは思えませんが、こちらについていかがでしょうか。

2点目が、その今言ったところのすぐ下に、「増税されるたびに消費税の滞納額が増え、」とありますが、こちらは事業者や企業が支払う消費税のことかと思いますが、消費税は各事業者が国民の方から預かっているわけであり、それを滞納するというのは経営上の問題であり、滞納になるということは、この預かった消費税を使ってしまっているということになり、本当はあってはならないことであるようです。「増税されるたびに消費税の滞納額が増え、」とありますが、滞納になる理由は、消費税を商品に転嫁していないことや、預かった消費税を事業資金に回し使ってしまったことが原因であり、本来は増税が原因で

滞納になるという理論は成り立たないはずです。

このように、請願の趣旨内容について、何の証拠を示したいかなどに疑義がありますが、いかがでしょうか。この2点について伺わせてください。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、ただいま質問を受けた内容についてというようなことで、全般的なことでお答えしたいと思います。

特に滞納については、その疑義があるというふうなことなのですが、これは出されたものなので、どの程度のということは控えさせていただいて、消費税の仕組み等について述べさせていただきます。

国は、社会保障費の財源を確保しなければならないというところで、例えば所得税や法人税を引き上げるというふうなことになると、一般の現役世代に負担がかかっていくというふうなことで、国民の全体で広く負担する消費税のほうは取りやすいというふうなことがあるようです。

そして、消費税は、消費税が導入されてから毎年10兆円程度の税収が続いており、ほとんど経済動向に左右されずに10兆円の税収が国では上がっているというふうなことで、その税収の確保がしやすいというふうなところがあると思います。

所得の少ない人というふうなことで、これは消費税のデメリットということになると思いますが、メリットのほうについては差し控えて、デメリットのほうでお答えしたいと思います。

消費税が上がれば財布のひもがかたくなると、これは世の常です。お金を使わなければ、経済活性化はしないということにつながります。したがって、働けないとか、年金が少ない、または年金だけで生活しているという人の消費行動が鈍くなっていくというふうなことで、要するに所得が少ない人については、全体の貯蓄等に充てる金額の中における消費にかかわるお金が非常に多くなっていくと。割合が多くなるということです。

先ほど車の例がありました、例えば1,000万円と100万円と、その比較ではなくて、比率として低所得の人については消費税における支出、消費における支出が多くなると。加えて言いますと、この中では読み取れないわけですが、まず軽減税率というのを設けるというふうなことなのですが、この軽減税率についても、比較的導入について非常に曖昧な点があるということは挙げられます。軽減税率の要するに食料品はとか、持ち出したらとか、そういうふうなことがまず考えられると。

それから、特にキャッシュレス決済というふうなことも出てきているわけですが、キャッシュレス決済については、当初20%分のポイントをとるというふうなことで国は示したのですが、安倍首相はいきなり5%ということを出したわけですが。これはまだ決まっていないのですが、もしこういうことになると、キャッシュレス、要するにカードを持たない人については、これ該当しないということですよ。キャッシュレス、要するにカードで買い物をした場合には5%の、これ何カ月という限定があると思うのですが、これがカードを持っていない人は使えないと、不公平さがあるというふうなことが出てくるというふうなことはあります。

その不公平さということは、要するに低所得者のほうに過重な支出になっていくということが所得の少ない人ほど負担が重いと。要するに普通の一般の税金は累進課税ですが、この場合は逆累進課税という方式になるわけです。

特に3年後、インボイスということがありますが、ヨーロッパ諸国ではもう国内だけではなくて国外、要するに国境が地面で接しているの、インボイスというのが非常に広まっているのです。ところが、日

本はこれ3年後に導入すると言われているのですけれど、これが非常に導入しにくいと、実際にはできるのだろうかというふうな難点もあるというふうなことが挙げられているというふうなことなのですが、正確なお答えになったかどうかわかりませんが、もう一度質問があれば、私の知る限りでお答えしたいと思います。

なお、この出されたこととの内容、多少相違があるやもしれませんが、私のお答えとさせていただきます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、常任委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願については常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより本請願に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第4号 消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（染野光谷君） 起立少数。

ちょっと待って、待って。確認する。少数だ。少ないのだ。少数。起立少数。

よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。



◎議員派遣の件

○議長（染野光谷君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元にご配付してありますとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元にご配付してありますとおり派遣することに可決されました。



◎経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（染野光谷君） 日程第14、経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（染野光谷君） 日程第15、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（染野光谷君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された件は全て終了いたしました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例案など7件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

今後の予定でございますが、恒例の成人式典を年明けの1月13日、日曜日に有隣倶楽部を会場に開催いたします。今回長瀬町で成人を迎える対象の皆さんは74名でございます。議員の皆様には、ご出席の上、成人者の新しい門出を祝福していただきたいと思っております。

終わりに、今定例会及び今年1年の議員の皆様のご協力に対し心より御礼を申し上げますとともに、ごとしも余すところ3週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、ご自愛いただき、交通事故等にも十分ご注意の上、新しい年が健やかに迎えられるようご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（染野光谷君） これをもって平成30年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 4時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年 2月28日

議 長 染 野 光 谷

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 野 口 健 二